

改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずる。

改正の概要

* 赤字下線は、令和元年9月末に実施したパブリックコメントにおいて提示した平成31年2月時点の案から修正を行った箇所

1. インターネット上の海賊版対策の強化

① リーチサイト対策 (*)

【第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等】

- ・リーチサイト等を運営する行為等を、刑事罰の対象とする。
- ・リーチサイト等において侵害コンテンツへのリンクを掲載する行為等を、著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問いうるようにする。
(※) 侵害コンテンツ：違法にアップロードされた著作物等
(※) リーチサイト：侵害コンテンツへのリンク情報等を集約したウェブサイト

② 侵害コンテンツのダウンロード違法化

【第30条第1項第4号・第2項、第119条第3項第2号・第5項等】

- ・違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、一定の要件の下で (*) 私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。
(※) 音楽や映像については既に違法化・刑事罰化がされている。

2. その他の改正事項

① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大 (*) 【第30条の2】

- ・写り込みに係る権利制限規定について、生配信やスクリーンショットを対象に含めるなど対象範囲の拡大を行う。

② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）【第42条第2項】

- ・権利制限の対象となる行政手続として、現行法で対象とされている特許審査手続等に加え、種苗法・地理的表示（GI法）の審査等に関する手続を規定するとともに、これらに類する手続を政令で定めることができることとする。

③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入【第63条の2】

- ・著作権者等から許諾を受けて著作物等を利用する権利について、その著作権等を譲り受けた者その他の第三者に対抗することができることとする。

④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化【第114条の3】

- ・裁判所は、書類の提出命令の要否を判断するために必要があると認めるときは、書類の所持者に当該書類の提示をさせることができることとするとともに、当事者の同意を得て、専門委員（技術専門家）に対し、当該書類を開示することができることとする。

⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化

【第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等】

- ・著作物等の不正使用を防止するためのアクセスコントロール技術について、最新の技術動向を踏まえて保護対象の明確化を行うとともに、これを回避する機能を有する不正なシリアルコード（ソフトウェアのライセンス認証等の際に入力する符号）の提供等を著作権等を侵害する行為とみなし、民事上・刑事上の責任を問いうるようにする。

⑥ プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）

【プログラム登録特例法第4条、第26条等】

- (i) プログラムの著作物に関し、著作権者等の利害関係者が、自らの保有する著作物と登録されている著作物が同一であることの証明を請求できることとする。
- (ii) 国又は独立行政法人が登録を行う場合の手数料の免除規定を廃止することとする。

施行期日

令和3年1月1日(1. ①及び2. ①から③までは令和2年10月1日、2. ⑥(i)は公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日)

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に 関する法律の一部を改正する法律 御説明資料



著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるもの

(※)は平成31年2月時点の当初案から内容の変更がある事項

1. インターネット上の海賊版対策の強化

- ① リーチサイト対策 (※) 【施行日：令和2年10月1日】
【第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等】
- ② 侵害コンテンツのダウンロード違法化 (※) 【施行日：令和3年1月1日】
【第30条第1項第4号・第2項、第119条第3項第2号・第5項等】

2. その他の改正事項

- (1) 著作物の円滑な利用を図るための措置 【施行日：令和2年10月1日】
 - ① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大 (※) 【第30条の2】
 - ② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係） 【第42条第2項】
 - ③ 著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入 【第63条の2】
- (2) 著作権の適切な保護を図るための措置 【施行日：令和3年1月1日】
 - ④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化 【第114条の3】
 - ⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化 【第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等】
- (3) その他 【施行日：公布日から1年以内で政令で定める日、令和3年1月1日】
 - ⑥ プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）【プログラム登録特例法第4条、第26条等】

1. インターネット上の海賊版対策の強化

【漫画・雑誌などの海賊版被害】 ※権利者団体による調査・推計

- ◆「**漫画村**」：**約3,000億円分**の出版物がタダ読みされた計算
漫画家・出版社の収入・売上が20%減との試算もあり
- ◆日本最大級のリーチサイト「**はるか夢の址**」における被害：**約731億円**（摘発までの1年間）
 - ⇒ 上記サイトの閉鎖後も**依然として多数の海賊版サイトが存在**（出版広報センターが把握しているだけで**500サイト以上**）。アクセス数上位10サイトだけで、**月間のべ6,500万人**が利用（この**10サイトのうち7サイトが「ダウンロード型海賊版サイト」**）
 - ⇒ 漫画・雑誌のほか、**写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文、新聞など、著作物の分野・種類を問わず、被害が発生。**
 - ⇒ 著作権者に無許諾でアップロードされた侵害コンテンツは、**リーチサイトにリンクが貼られること**で、**約62倍も多く視聴**されてしまう（電気通信大学による調査）。

早急に対策を講じないと、クリエイター・コンテンツ産業に回復困難な損害が生じる恐れ。

<喫緊の法整備>

①**リーチサイト対策** + ②**ダウンロード違法化・刑事罰化（著作物全般に拡大）**

（※）このほか、**広告出稿抑制や検索サイト対策**など、民間ベースの取組も推進する必要
（特に、**ストリーミング型海賊版サイト**については、これらの対策が重要となる）

これにより、海賊版被害の拡大が防止され、
コンテンツ産業の振興や著作権法の目的である「**文化の発展**」に資する。

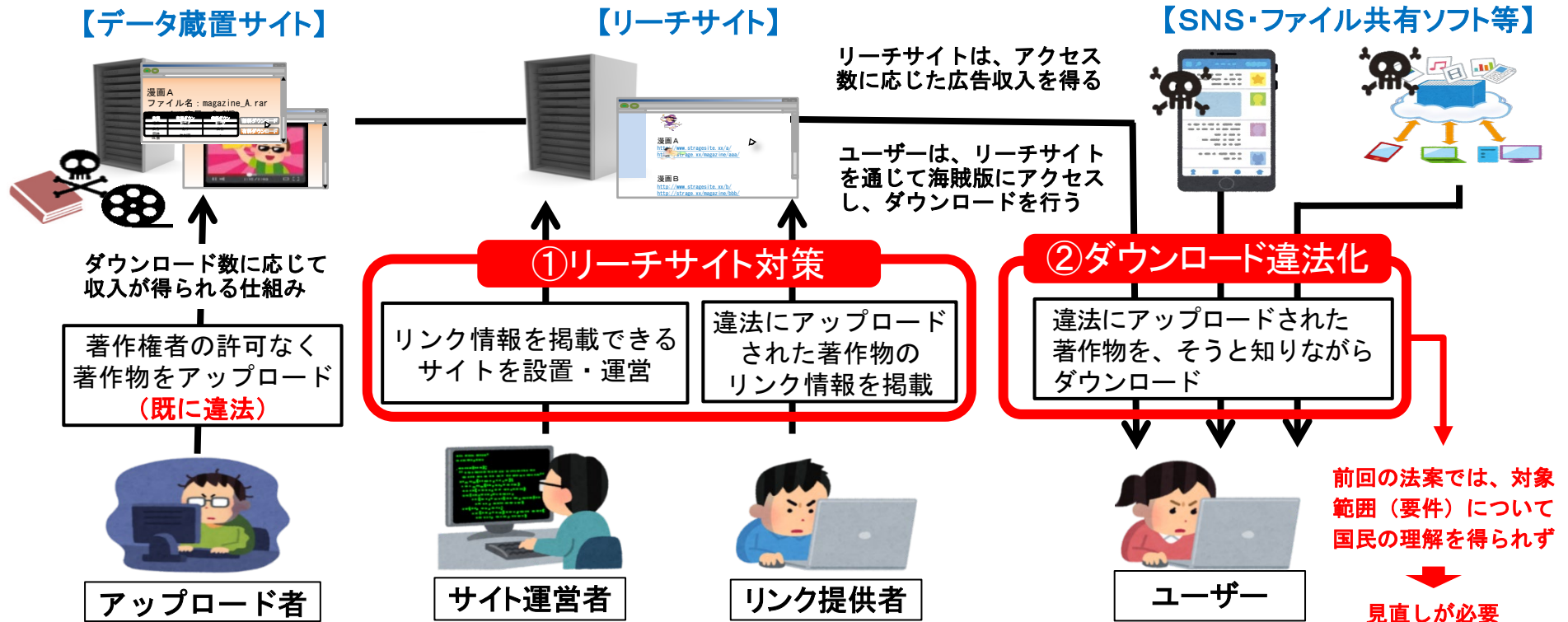
インターネット上の海賊版対策の強化について（イメージ）

<現行法上の取扱い>

- ・ 著作権者の許可なく著作物（全般）をインターネット上にアップロードすることは違法
- ・ 違法にアップロードされた音楽・映像を、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードすることは違法

<今回の改正案による規制内容>

- ① 違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約した「リーチサイト」を規制する（（ア）サイト運営行為と、（イ）リンク提供行為の両方を規制する）【リーチサイト対策】
- ② 違法にアップロードされた著作物（漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど）を、違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードすることを、一定の要件の下で違法とする【ダウンロード違法化】



<改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチアプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて**侵害コンテンツへのリンクを提供する行為**、②**リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為**を規制する。

1. リーチサイト・リーチアプリの定義【第113条第2項第1号・第2号】

- ・ **公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するもの**であると認められるウェブサイト・アプリ
- ・ **主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるもの**であると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容(措置)
リンク提供者	<p>民事措置(著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)【第113条第2項】 (※) リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。</p> <p>刑事罰(3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】</p>
サイト運営者 アプリ提供者	<p>刑事罰(5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※) 侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる)。【第113条第3項】 (※) いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。</p>

(参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号・第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

第113条第2項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

【新旧8～9ページ】

※緑字部分：手段、赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（侵害とみなす行為）

いわゆるURL

「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や
「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など

第百十三条（略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

リーチサイト(1号)・リーチアプリ(2号)
(※)次ページ参照

第113条第2項第1号

【新旧9ページ】

一 次に掲げるウェブサイト等

リーチサイト

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

第113条第2項第2号

二 次に掲げるプログラム

リーチアプリ

イ・ロ（略） ※リーチサイトと同様であるため、省略

<第113条第2項第1号イのイメージ>

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

今なら無料で読み放題！！
ここをクリック↓↓↓↓

利用を促す文言
の表示



侵害コンテンツAのURL

侵害コンテンツBのURL

侵害コンテンツCのURL

(あらずじ...〇〇は××で△△)

URLの強調

<第113条第2項第1号ロのイメージ>

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

■ 1. 匿名X

[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓]

www.◆◆◆.◆◆◆.◆◆◆ (侵害コンテンツのURL)

www.×××.×××.××× (正規コンテンツのURL)

■ 2. 匿名Y

[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓]

www.●●●.●●●.●●● (侵害コンテンツのURL)

www.▲▲▲.▲▲▲.▲▲▲ (侵害コンテンツのURL)

■ 3. 匿名Z

>1、2 本当に見られた！

第120条の2第3号：侵害コンテンツへのリンク提供者に対する刑事罰

【新旧13ページ】

第一百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第一百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四～六（略）



侵害コンテンツへのリンク提供者

第113条第3項:リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

【新旧10～11ページ】

※緑字部分:主体、青字部分:主観要件、赤字部分:規制対象行為

(侵害とみなす行為)

第百十三条 (略)

リーチサイト運営者 + リーチアプリ提供者

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

2 (略)

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つている者(…中略…)又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者(…中略…)が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンクを削除することができるにも関わらず、削除せず放置する行為

第119条第2項第4号・第5号：リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者に対する刑事罰

【新旧12～13ページ】

第百十九条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三（略）

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（…中略…）

リーチサイト運営者

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つた者（…中略…）

六（略）

リーチアプリ提供者

第113条第4項:ウェブサイト等の一般的な定義

(侵害とみなす行為)

ドメイン名(例: www.bunka.go.jp)が共通するウェブページのまとまり(集合物)＝ウェブサイト

第百十三条 (略)

2・3 (略)

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ(インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の集合物(当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。)をいう。

ドメイン名(例: www.bunka.go.jp)が共通するウェブページのまとまりの一部

(※)「特定のTwitterアカウントに侵害コンテンツへのリンクばかりが掲載されている場合」や、「巨大なウェブサイトの一部の区分に侵害コンテンツへのリンクが集中的に掲載されている場合」などを捕捉することを想定。一定規模のまとまりを政令で規定する予定であり、1ページやごく少数のページは対象としない。

＜自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には基本的に今回の規制が及ばないことを条文上明記＞

【新旧12ページ】

※赤字部分：一般的なプラットフォーム・サービス提供者を除外（リーチサイトの場合）

※青字部分：削除要請を放置するなど悪質な場合は除外されない（＝規制が及ぶ）ことを規定

※下記は、リーチサイト運営者への刑事罰の規定（リーチアプリ提供者への刑事罰や、民事責任についても同様に規定）

【刑事罰】

第百十九条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

一～三（略）

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

汎用的なウェブサイト（＝プラットフォーム）において、単に、特定のユーザーによるリーチサイト提供の機会を提供したに過ぎない者（ごく間接的な関与しか行っていない者）

（例）Youtubeの特定のチャンネルがリーチサイトに該当する場合のYouTube全体を管理するGoogle

リーチサイトと相当数の一般的なウェブサイトを含む汎用的なウェブサイト（＝プラットフォーム）
（例）Youtubeの特定のチャンネルがリーチサイトに該当する場合のYouTube全体

著作権者等からの侵害コンテンツへのリンクの削除要請を正当な理由なく相当期間にわたって放置しているなど、悪質な場合には除外されない（＝規制が及ぶ）

<改正のポイント>

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を音楽・映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合のみとする(※)とともに、①漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」や、②二次創作・パロディ、③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とする。
(※) 重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、刑事罰については、特に悪質な行為に限定する観点から、正規版が有償で提供されている著作物のダウンロードであること、反復・継続してダウンロードを行うことを要件とする。
(法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)、全て「親告罪」(権利者の告訴が必要))

<改正後のイメージ>

	民事措置【第30条第1項第4号・第2項】	刑事罰【第119条第3項第2号・第5項等】
対象著作物・ 対象行為	違法にアップロードされた著作物全般	違法にアップロードされた著作物全般で、 正規版が有償で提供されているもの
	【除外①】 漫画の1コマ～数コマなど「軽微なもの」は対象外 (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない(法第30条の2により措置)	
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外	
	【除外③】 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外	
主観要件	違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合が対象 (※) 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない	
常習性		継続的に又は反復して行う場合が対象
法定刑の水準	—	2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)
親告罪の扱い		すべて親告罪(権利者の告訴が必要)

(※) このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定

(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

【参考】平成31年2月時点の法案からの修正点

海賊版対策の実効性を確保しつつ、国民の萎縮を防止するなどの観点から、以下の修正を行っている。

① 附則に普及啓発・教育をはじめとした運用上の配慮規定などを追加

- (i) 国民への普及啓発・教育の充実【附則第2条】
- (ii) 適法サイトへのマーク付与等の推進【附則第3条】
- (iii) 刑事罰の運用に当たっての配慮【附則第5条】
- (iv) 施行後1年を目途としたフォローアップ【附則第6条】
- (v) 違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)【附則第7条】

② スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像(例:アニメキャラのアイコン)が写り込むことなどを違法化対象から除外(法第30条の2により措置)

③ 漫画の1コマ～数コマなど、「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外

④ 「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外

⑤ 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外

(※1) ユーザー側に「不当に害しない」という立証責任を負わせるとともに、「特別な事情」と明記することで居直り的な利用を確実に防止する。

(※2) 「特別な事情」は、(ア)著作物としての保護の必要性の程度と、(イ)ダウンロードの目的・必要性などの態様の2つの要素によって判断される。例えば、詐欺集団の作成した詐欺マニュアルを防犯目的でダウンロードする行為などが典型例。

【参考】「軽微なもの」の基準・具体例

下記で示した例はあくまで典型例であり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け等に応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る（争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるもの）。

1. 「分量」による基準・典型例（全般）

その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・漫画の1話の半分程度のダウンロード
- ・論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・1コマ漫画の1コマ全部のダウンロード
- ・絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード
（※2. により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る）

2. 「画質」による基準・典型例（絵画・イラスト・写真など）

画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・サムネイル画像のダウンロード

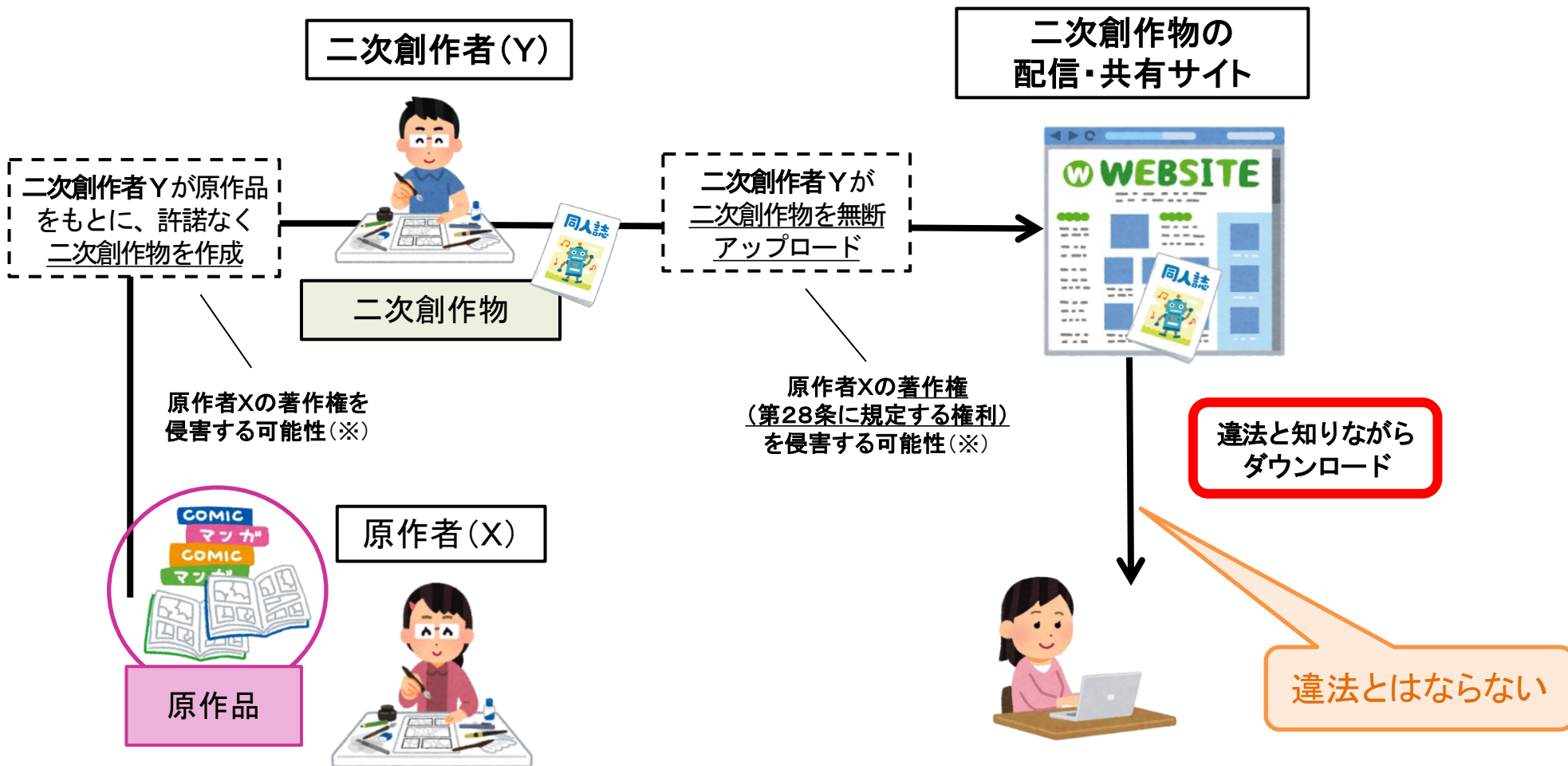
<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・高画質の写真のダウンロード

【参考】二次創作物のダウンロードに関する取扱い

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物については、それが違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードしたとしても、違法とはならない。

(※) 二次創作物を、第三者が二次創作者の許諾なく更に無断転載(アップロード)している場合に、それを知りながらダウンロードする行為は、二次創作者の権利を直接侵害していることから、違法となり、刑事罰も科され得る。



(※) 二次創作者に対して権利行使を行うか、黙認するかは、原作者の判断に委ねられる(多くは黙認されている)。

【参考】「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」について①

基本的な考え方

- 国民による正当な情報収集等への萎縮を防止する必要がある一方で、海賊版対策の実効性が低下することは避けなければならない。
- このため、両者の要請を並び立たせる折衷案として、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」という規定を追加するもの。
- これにより、①ユーザー側が「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証する必要があることなる（その立証ができない場合には、ダウンロードは違法となる）（※1）（※2）とともに、②居直り的な利用を確実に防止すること（※3）が可能となり、海賊版対策の実効性も十分に確保される。

（※1）侵害コンテンツ（かつ、軽微でも二次創作でもないもの＝相当分量のデッドコピー）をそうと知りながら利用している以上は、ユーザー側が例外的に「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証することが適当。

（※2）なお、刑事罰の場合は、検察が「不当に害しないと認められる特別な事情」がないことを立証する必要。

（※3）漫画の海賊版などを楽しむためにダウンロードしているような場合には、およそ「特別な事情がある場合」に該当しないことは明らかであるため、居直り（行き過ぎた主張）を確実に防止できる。

【参考】「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」について②

判断基準

(ア) 著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度、(イ) ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様、という2つの要素によって「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当するか否かが判断される。

(ア) 著作物としての保護の
必要性の程度

保護の必要性が低いほど、「・・・特別な事情がある場合」に該当するという判断に傾きやすくなる



(イ) ダウンロードの目的・
必要性などを含めた態様

ダウンロードの目的の正当性や、ダウンロードの必要性が高いほど、「・・・特別な事情がある場合」に該当するという判断に傾きやすくなる

「・・・特別な事情がある場合」に該当する具体例

- 【例1】 詐欺集団の作成した詐欺マニュアル(著作物)が、被害者救済団体によって告発サイトに無断掲載(違法アップロード)されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること
 - 【例2】 無料の大学紀要に掲載された論文(著作物)の相当部分が、他の研究者のウェブサイト批判とともに無断転載(引用の要件は満たしていない=違法アップロード)されている場合に、その文章を全体として保存すること(正しい知識を得るためには、その批判文と批判対象の論文をセットで保存する必要)
 - 【例3】 有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するために、そのポスター(著作物)が無断掲載(違法アップロード)されている場合に、そのSNS投稿を保存すること(有名タレントがイベントをおすすめしている事実とポスターをセットで保存する必要)
←ポスターの著作権者が黙示に許諾していると認められる場合は、そもそもアップロードが違法とならないため、当然、ダウンロードも違法とならない。
- (※1) 著作権はあくまで私人の権利であるため、仮に形式的には違法となる行為を行ったとしても、権利者がそれを問題視して権利行使・告訴を行わなければ法的責任は問われない。
- (※2) また、著作権者による権利行使が権利濫用(民法第1条第3項)に該当する場合や、ユーザーの行為が正当行為(刑法第35条)に該当する場合には、それぞれ民事・刑事の責任は問われない。

条文解説（ダウンロード違法化関係）【民事措置】

第30条第1項第4号：ダウンロード違法化の対象範囲の拡大(全ての著作物を対象に)＋除外規定

※赤字部分：規制対象行為、緑字部分：除外規定、青字部分：主観要件

【新旧17ページ】

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～三 (略)

二次創作・パロディを違法化対象から除外(翻訳された海賊版は除外しない)
(※)第28条に規定する権利：二次創作物が利用される場合の原作者の権利

著作物全般のダウンロード
(複製)を対象とする

四 著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る)を除く。以下この号において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合(当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)

第3号において、従前より対象

アップロードが適法か違法か不明な場合や、適法だと誤認した場合もダウンロードは違法とならない

国民の正当な情報収集等への萎縮を防止するため、様々な要素に照らして、違法化対象からの除外を判断できるバスケットクローズ規定(安全弁)を設ける。

数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマ(ごく小部分)など、「軽微なもの」を違法化対象から除外

第30条第2項：主観要件の厳格化（重過失により違法だと知らなかった場合も違法とならないことを明確化）

【新旧18ページ】

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一～四（略）

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

著しい不注意により「特定侵害複製であること」（違法にアップロードされたものであることなど）を知らなかった場合も、ダウンロードは違法とならないことを明確化。

条文解説（ダウンロード違法化関係）【刑事罰】

第119条第3項第2号：ダウンロード刑事罰化の対象範囲の拡大（全ての著作物を対象に）＋除外規定

※緑字部分：対象著作物の限定（有償）、赤字部分：規制対象者、青字部分：主観要件、橙字部分：罰則の水準
※民事措置と同様の除外規定を設けている（二次創作・パロディ、「軽微なもの」、「…特別な事情がある場合」）

【新旧24～25ページ】

第百十九条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、**二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

一（略）

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつていものに限る。以下この号において同じ。）であつて**有償で公衆に提供され、又は提示されているもの**（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の**著作権**（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号及び第五項において同じ。）**を侵害する自動公衆送信**（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）**を受信して行うデジタル方式の複製**（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。）**を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為**（当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）**を継続的に又は反復して行つた者**

正規版が有償で提供されている場合に限定

反復・継続して行う場合に限定
（単発的なダウンロードは対象外）

4・5（略）

<附則に運用上の配慮規定などを追加>

(ア)国民への普及啓発・教育の充実、(イ)適法サイトへのマーク付与等の推進、(ウ)刑事罰の運用に当たっての配慮、(エ)施行後1年を目途としたフォローアップ、(オ)違法アップロード対策の充実

【条文22～24ページ】

(国民に対する啓発等)

第二条 **国及び地方公共団体は、国民が、私的使用**(第二条の規定による改正後の著作権法(以下「第二条改正後著作権法」という。)第三十条第一項に規定する私的使用をいう。)の目的をもって、**特定侵害複製**(同項第四号に規定する特定侵害複製をいう。以下この項において同じ。)を、**特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為**(以下「特定侵害行為」という。)の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、**特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。**

2 **国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。**

国民への普及啓発(第1項)及び学校等での教育(第2項)の充実

(関係事業者の措置)

第三条 **著作物**(著作権の目的となっているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示する**事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。**

適法サイトへのマーク付与等の推進

（罰則についての運用上の配慮）

第四条 第一条の規定による改正後の著作権法（附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。）第百十九条第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第百二十条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

刑事罰の運用に当たっての配慮①（リーチサイト関係）

第五条 第二条改正後著作権法第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

刑事罰の運用に当たっての配慮②（ダウンロード違法化関係）

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第百十九条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行後1年を目途としたフォローアップ

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

違法アップロード対策の充実（国際連携・国際執行の強化など）

2. その他の改正事項

昨今のビジネス動向や社会実態の変化等を踏まえ、関係者からの要望に応じた著作物の利用円滑化のための措置や、他の知的財産法との整合性を図るための措置等を行う。

① 写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大【第30条の2】

現行法では、写真撮影・録音・録画を行う際の写り込みのみが認められているところ、デジタル化・ネットワーク化の進展などに的確に対応するため、スクリーンショットやインターネットによる生配信などを行う際の写り込みも幅広く認めるなど、規定の対象範囲の拡大を行う。

② 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）【第42条第2項】

既に、特許審査手続等においては、迅速・的確な審査等に資するよう、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとなっているところ、（i）地理的表示法（GI法）に基づく地理的表示の登録、（ii）種苗法に基づく植物の品種登録についても、同様の措置を行う。

③ 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入【第63条の2】

著作権者から許諾を受けて著作物を利用する権利に関し、著作権が譲渡された場合の譲受人などに対しても対抗すること（利用の継続を求めること）ができる仕組みを導入する（特許法では既に同様の仕組みが設けられている）。

その他の改正事項の全体像(2)

④ 著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化【第114条の3】 (※) 平成30年の特許法等改正と同様の措置

侵害の有無及び損害額の立証の円滑化に資するよう、侵害者が保有する証拠書類を権利者に対し提出させる手続（書類提出命令手続）に関し、①裁判所があらかじめ実際の証拠書類を閲覧した上で提出命令発出の可否を判断することを可能とするとともに、②実際の書類を見て判断する際に専門委員（大学教授など）のサポートを受けられるようにする。

⑤ アクセスコントロールに関する保護の強化【第113条第7項等】 (※) 平成30年の不正競争防止法改正と同様の措置

コンテンツの不正利用を防止する「アクセスコントロール」の一つである「ライセンス認証」を不正に回避する行為にも適切に対応できるよう、規定の見直しを行う。

⑥ プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム登録特例法）【第4条、第26条等】

昨今のプログラム登録を巡る関係者のニーズや、指定登録機関（（一社）ソフトウェア情報センター）からの要請を踏まえ、①訴訟等での立証の円滑化に資するよう、著作権者等が自ら保有する著作物（訴訟等で係争中のもの）とプログラム登録がされている著作物が同一であることの証明を請求できることとする（これにより、登録による事実関係（例：創作年月日）の推定効果を確実に享受できる）とともに、②国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止する。

＜改正のポイント＞

- 平成24年改正により創設された写りに係る権利制限規定は、「写真の撮影」・「録音」・「録画」を行う際の写りのみ対象となるなど、当時、立法の必要性が特に高かった部分に限定した規定となっている。
- その後、スマホやタブレット端末等の急速な普及や、動画投稿・配信プラットフォームの発達など、社会実態が大きく変化している中で、従来の規定では不都合が生じる場面が顕在化して来たことから、スクリーンショットや生配信を行う際の写り込みも対象に含めるなど、規定の対象範囲の拡大を行う。
- これにより、(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化による萎縮を防止するとともに、(ii) 日常生活における様々な行為（例：動画投稿・配信プラットフォームを活用した個人による生配信）や、新たなビジネスニーズ（例：ドローンで撮影した映像をリアルタイムで遠隔地に配信するサービスや、ゲーム制作に当たっての風景のCG化）に対応することが可能となる。

【主な改正内容】

	現行	改正後
対象行為	写真撮影・録音・録画	複製・（複製を伴わない）伝達行為全般 ※スクリーンショット・生配信・CG化なども広く含まれる
著作物創作要件	著作物の創作という創作性の認められる行為を行う場面に限定	無制限 ※固定カメラでの撮影やスクリーンショットなど、創作性が認められない行為を行う場面における写り込みも含まれる
分離困難性	メインの被写体から分離困難な著作物の写り込みだけが対象	メインの被写体に付随する著作物であれば、分離困難でないものも対象 ※子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合なども含まれる ※ただし、「 正当な範囲内 」という要件を設け、濫用的な利用や権利者の市場を害するような利用（例：経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込む）を防止

条文解説（写りに係る権利制限規定の対象範囲の拡大関係）

※赤字部分:対象行為、青字部分:対象著作物(付随対象著作物)、緑字部分:「正当な範囲内」要件 【新旧1~2ページ】

従来は①写真撮影、②録音、③録画に限定されていたところ、複製・伝達行為全般を対象とする(スクリーンショットや生配信等も対象となる)

(※)従来は著作物を創作する場面に限定していたところ、その限定も削除

(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 **写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為**(以下この項において「複製伝達行為」という。)を行うに当たつて、**その対象とする事物又は音**(以下この項において「複製伝達対象事物等」という。)に**付随して対象となる事物又は音**(複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。)に係る著作物(当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの(以下この条において「作成伝達物」という。))のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「**付随対象著作物**」という。)は、当該**付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし**正当な範囲内****において、**当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる**。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 (略)

メインの被写体(例:子供)に付随して対象となるもの(例:ぬいぐるみ)

(※)従来はメインの被写体から「分離困難」なものに限定していたところ、その限定を削除(代わりに「正当な範囲内」という要件を設ける)

様々な考慮要素に照らし「**正当な範囲内**」と評価できる利用に限定することで、濫用的な利用や権利者の市場を害するような行為(例:経済的利益を得るためにあえて著作物を入れ込む場合)を防止

<改正のポイント>

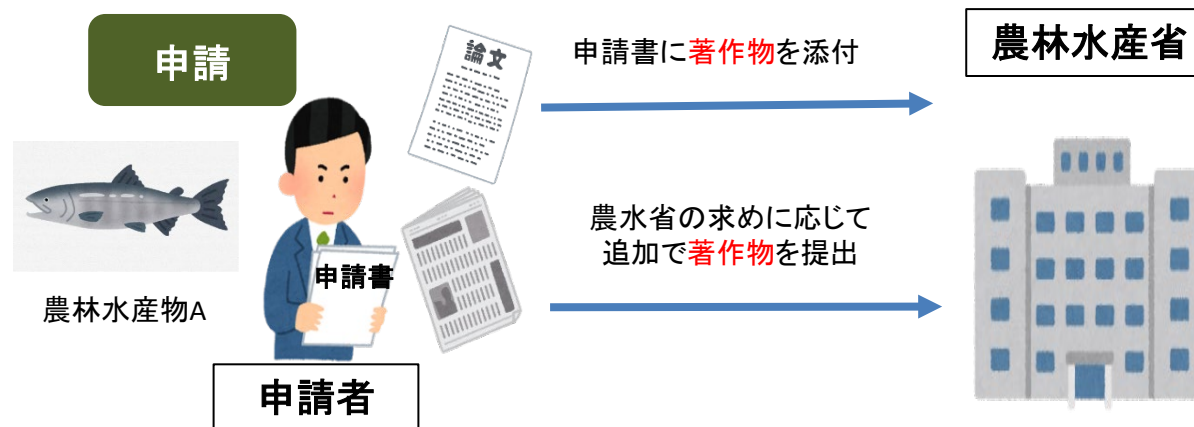
- 著作権法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとしている。
- 今般、①地理的表示法(GI法)に基づく地理的表示※の登録、②種苗法に基づく植物の品種登録についても、審査が迅速・的確に行われるよう、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとする。
※「夕張メロン」、「みやぎサーモン」、「市田柿」、「神戸ビーフ」、「下関ふく」、「大分かぼす」など、地名と食品等が結びついた名称
- また、今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応できるよう、政令により随時追加することを可能とする。

(参考)地理的表示の登録に関する手続と著作物の主な利用場面

地理的表示の登録に関する手続においては、要件の充足性を判断するために文献や新聞記事等の著作物が利用されている。

(例1) 製品の品質に関し、他には流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等を利用

(例2) 全国規模の品評会で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等を利用



※赤字部分：種苗法関係、青字部分：地理的表示法関係、緑字部分：その他政令で定める手続

【新旧2～3ページ】

（裁判手続等における複製）

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一（略）※特許等に関する手続

二 行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

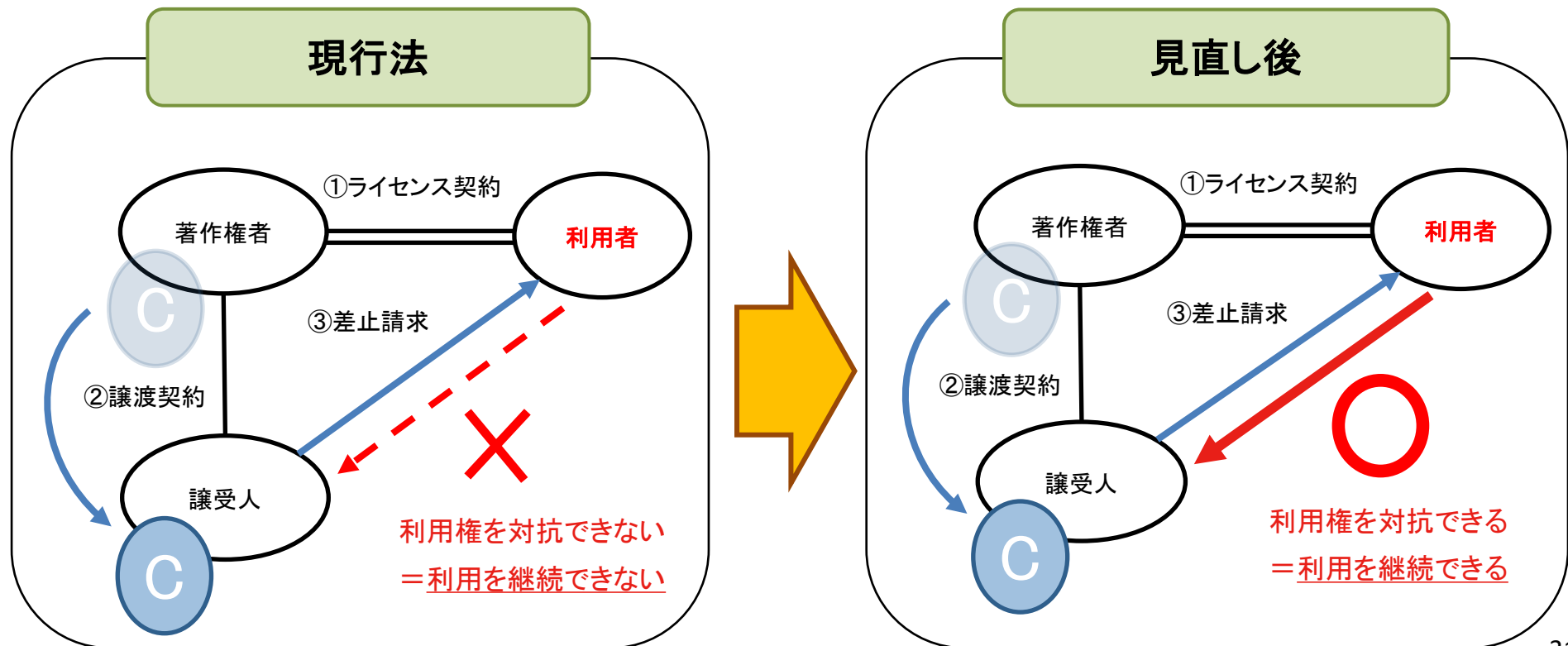
四（略）※医薬品等に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に随時政令で規定できるようにする

<改正のポイント>

- 著作権者と利用許諾契約(ライセンス契約)を締結して著作物を利用している者(ライセンシー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人などに対し、著作物を利用する権利(利用権)を対抗することができず、利用を継続することができない状況。
- 特許法等における仕組みを参考に、著作権法においても、ライセンシーが安心して利用を継続することができるよう、利用権を著作権の譲受人などに対抗できる制度を導入する。
(※) 対抗するために、登録などの手続は不要(当然対抗制度)



（著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4・5（略）

（利用権の対抗力）

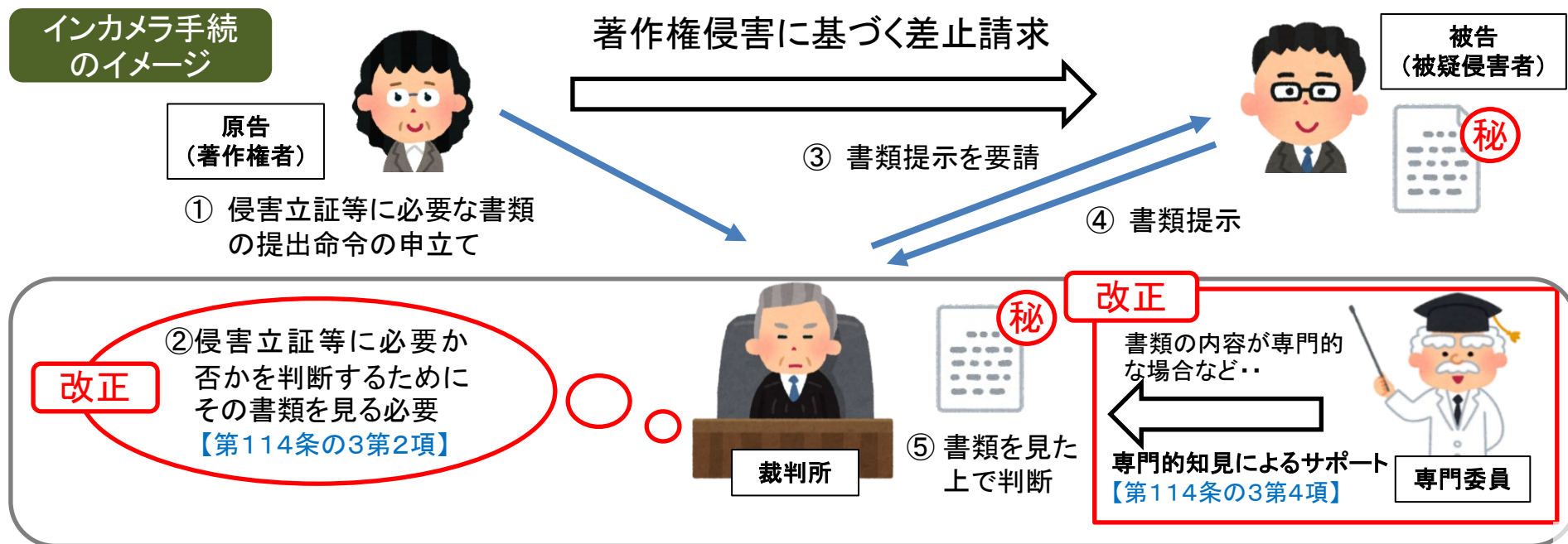
第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

利用権を対抗することができる＝利用を継続することができる

（※）「著作権を取得した者その他の第三者」：著作権の譲受人・相続人・破産管財人・差押債権者など

＜改正のポイント＞

- 著作権侵害訴訟においては、裁判所は、原告からの申立てに基づき、侵害立証や損害額計算のために必要な書類を保有する被告に対して、提出命令を発することができることとされているが、提出命令を発する必要性の有無を判断する前に実際の書類を見ることのできないため、提出命令の可否について適切な判断ができない場合もある。
- また、被告は、裁判所が提出命令を発する必要性があると判断したとしても、正当な理由がある場合は、書類の提出を拒否できることとなっているところ、裁判所はその正当な理由の有無を適切に判断するために、実際の書類を見ることのできるが、専門性の高い書類については必ずしも十分に内容が理解できない場合がある。
- 上記の課題を解決するため、平成30年の特許法等改正と同様、①裁判所が書類提出命令を発する必要性の有無を判断する前の段階で、実際の書類を見ることのできるようにするとともに、②実際の書類を見て判断する際に専門委員(大学教授など)のサポートを受けられるようにする。



第114条の3第2項：書類提出命令の要否を判断するために実際の書類を閲覧可能とする
第114条の3第4項：専門委員のサポートを受けられるようにする

【新旧22～23ページ】

（書類の提出等）

裁判所は、原告の求める書類が「侵害行為の立証や損害額の計算に必要な書類か否か」を判断するために、実際の書類を提示させ、閲覧することができる。

第百十四条の三 裁判所は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 （略）

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 （略）

裁判所は、専門性の高い書類の内容を理解するために、実際の書類を見て判断する際に、専門委員（大学教授など）のサポートを受けられることができる。

<改正のポイント>

- 近年、コンテンツ提供方法がパッケージ販売からインターネット配信に移行しており、それに伴い、不正利用を防止するための保護技術(アクセスコントロール)の一つとして、シリアルコードを活用したライセンス認証が広く普及。一方、ライセンス認証の回避によるコンテンツの不正利用も発生。
- このような状況に現行著作権法では十分な対応ができないことから、平成30年の不正競争防止法の改正と同様、コンテンツの不正利用を防止するアクセスコントロールに関して、①定義規定の改正(コンピュータソフトウェアに用いられるライセンス認証など最新の技術が保護対象に含まれることを明確化)、②ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行う(コピーコントロールについても同様の措置を行う)。

<①定義規定の改正>【第2条第1項第20号・第21号】

	著作権法	不正競争防止法
CD・DVDの場合	○	○
ライセンス認証の場合	△ ⇒ ○	○ (平成30年改正)

<②規制対象行為の追加>【第113条第7項】

	著作権法	不正競争防止法
回避装置・プログラムの提供	○	○
回避サービスの提供	○	○ (平成30年改正)
不正なシリアルコードの提供等	× ⇒ ○	○ (平成30年改正)

(※) CD・DVDの場合、不正利用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録されており、法律上の定義もこれを念頭に規定。一方、コンピュータソフトウェアのライセンス認証の場合、不正利用防止のための信号は、コンテンツとは別途(後から)、送信・記録されるものであるため、従来の定義規定では、これが対象に含まれるかが不明確。

第2条第1項第21号:定義規定の改正(ライセンス認証が保護対象に含まれることを明確化)

【新旧15~16ページ】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～二十 (略)

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴(プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。) を制限する手段(著作権者、出版権者又は著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)の意思に基づくことなく用いられているものを除く。) であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる 機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

CD・DVDの場合、不正利用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録されており、現行の定義規定もこれを念頭に規定。一方、コンピュータソフトウェアのライセンス認証の場合、不正利用防止のための信号は、コンテンツとは別途(後から)、送信・記録されるものであるため、現行の定義規定では、これが対象に含まれるかが不明確。

⇒「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに」の文言を削除(ライセンス認証が保護対象に含まれることが明確となる)

第113条第7項:不正なシリアルコードの提供等をみなし侵害化

【新旧22ページ】

(侵害とみなす行為)

ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコード

第百十三条 (略)

2~6 (略)

7 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号(電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。)を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

8~11 (略)

第120条の2第4号:不正なシリアルコードの提供等に対する刑事罰

【新旧26ページ】

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一~三 (略)

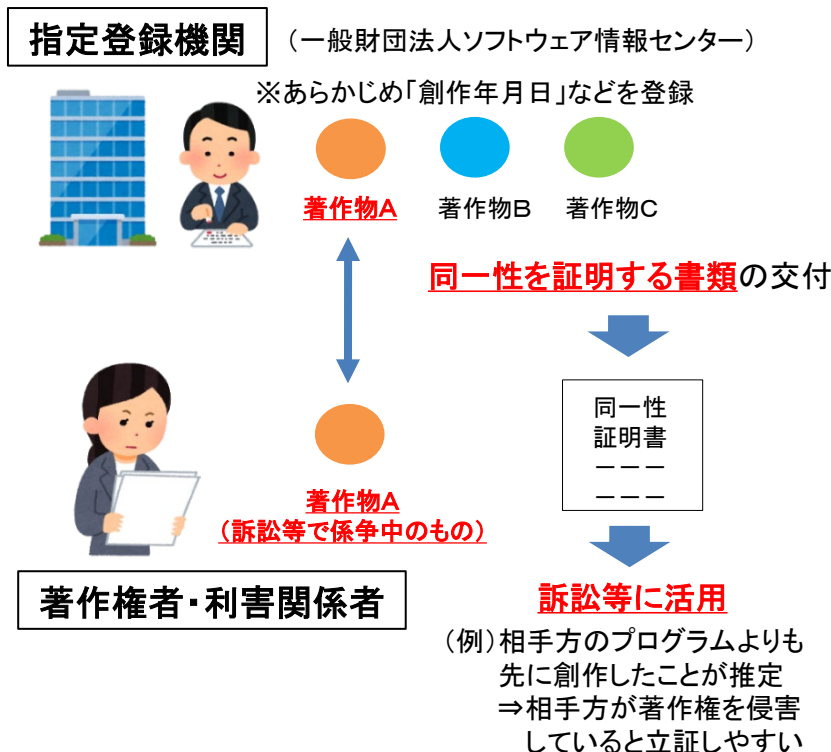
四 第百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

五・六 (略)

＜改正のポイント＞

- プログラムの著作物については、特殊性が高いことから、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」において著作権法の特例を規定しており、プログラムの登録は、文化庁長官が指定する「指定登録機関」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）が行うこととなっている。
- 昨今のプログラム登録を巡る関係者のニーズや、指定登録機関から要請を踏まえ、以下の見直しを行う。
 - ① 訴訟等での立証の円滑化に資するよう、著作権者等が自ら保有する著作物（訴訟等で係争中のもの）と、事前にプログラム登録をしておいた著作物が同一であることの証明を請求できることとする（これによって、登録による事実関係（例：創作年月日）の推定効果を確実に享受できるようになる）。
 - ② 国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止する（民間企業等とのイコールフットイング）。

〈①プログラム登録に関する証明の請求の制度化〉【第4条】



〈②手数料免除規定の廃止〉【第26条等】

	現行	改正後
国及び独立行政法人	免除	支払い義務あり
その他の者（民間企業等）	支払い義務あり	支払い義務あり

（※）登録手数料は、1件につき、47,100円。国及び独立行政法人が登録する場合には手数料が免除され、その分の費用は、指定登録機関の持ち出しとなる。近年、独立行政法人による登録が増加し、全体の1/3を超える規模となっており、指定登録機関の財政の負担が著しく増加している。

プログラム登録特例法第4条:プログラムの同一性に関する証明の請求

【新旧27ページ】

(プログラム登録に関する証明の請求)

第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。

2・3(略)

著作権者等は、自ら保有するプログラム(訴訟等で係争中のもの)とプログラム登録がされている著作物が同一であることの証明を請求できる。

プログラム登録特例法第26条等:プログラム登録に関する手数料免除規定の廃止

【新旧29ページ】

~~第二十六条 指定登録機関が登録事務(第四条に規定する公示を除く。)を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)であるときは、適用しない。~~

国及び独立行政法人に関する手数料免除規定を廃止

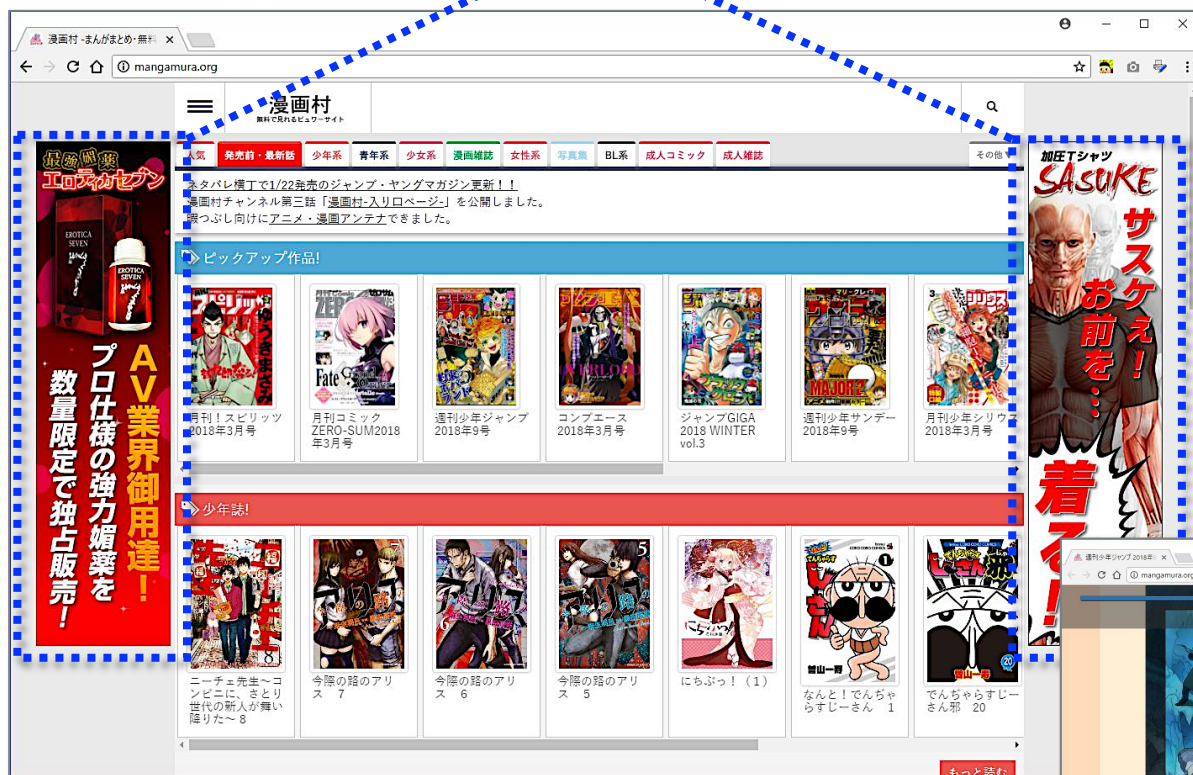
海賊版対策に関する参考資料

1. 海賊版被害の実態 1
2. 検討の経緯 6
3. その他補足資料 10
4. 附帯決議 14

侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会（第1回）
（令和元年11月27日）資料2-1（出版広報センター提出資料）より

史上最悪の海賊版サイト「漫画村」と、収益獲得のしくみ

広告枠



実際の海賊版コンテンツ（マンガ）



↑サイトトップページ。左右両側に縦長の広告が配置されている。アクセスに伴って広告が表示される。

▶つまり、アクセス数が増えれば増えるほど、運営者の懐に入る収益（広告料）も増えていくしくみになっている。

【参考】海賊版サイトの事例②(リーチサイト:ダウンロード型(漫画))



【鏡貴也×山本ヤマト】終わりのセラフ 第01-20巻

02-04-2020 一般漫画, 新着おすすめ 山本ヤマト, 鏡貴也

第20巻

- RapidGator(Premium) Download
- TakeFile(Premium) Download
- Novafire(テスト) Download
- WupFile Download
- Uploaded Download

(さらに...)



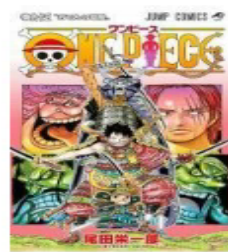
【稲垣理一郎×Boichi】Dr.STONE 第01-14巻

02-04-2020 一般漫画, 新着おすすめ Boichi, 稲垣理一郎

第14巻

- RapidGator(Premium) Download
- TakeFile(Premium) Download
- Novafire(テスト) Download
- WupFile Download
- Uploaded Download

(さらに...)



【尾田栄一郎】ONE PIECE ワンピース 第01-95巻

02-04-2020 一般漫画, 新着おすすめ 尾田栄一郎

第95巻

- RapidGator(Premium) Download
- TakeFile(Premium) Download
- Novafire(テスト) Download
- WupFile Download
- Uploaded Download

(さらに...)



【吾峠呼世晴】鬼滅の刃 第01-19巻

02-04-2020 一般漫画, 新着おすすめ 吾峠呼世晴

第19巻

- RapidGator(Premium) Download
- TakeFile(Premium) Download
- Novafire(テスト) Download
- WupFile Download
- Uploaded Download

(さらに...)



【タカヒロ×竹村洋平】魔都精兵のスレイブ 第01-02巻 + 第15-29話

02-03-2020 一般漫画 塔カヒロ, 竹村洋平

第20-29話 (修正)

- RapidGator(Premium) Download
- TakeFile(Premium) Download
- Novafire(テスト) Download
- WupFile Download

週刊少年マガジン 2020年10号

02-06-2020 新着おすすめ, 漫画, 漫画雑誌

【相野仁】日常ではさえないただのおっさん、本当は地上最強の戦 第01巻

02-06-2020 一般小説, 新着おすすめ 相野仁

【紙城境介】継母の連れ子が元カノだった 第01-03巻

02-06-2020 一般小説, 新着おすすめ 紙城境介

【末羽瑛】オズのダイヤ使い 第01-02巻

02-06-2020 一般小説, 新着おすすめ 末羽瑛

【花黒子】駆除人 第01-03巻

02-06-2020 一般小説, 新着おすすめ 花黒子

【九江桜】いじわる令嬢のゆゆしき事情 第01-03巻

02-06-2020 一般小説, 新着おすすめ 九江桜

【藤野多摩夫】オリンポスの郵便ポスト 第01-02巻

02-05-2020 一般小説, 新着おすすめ 藤野多摩夫

【馬場翁】エスケープ・シーブ・ランド

02-05-2020 一般小説, 新着おすすめ 馬場翁

【香乃下ナチ】家電彼氏

02-05-2020 一般小説, 新着おすすめ 香乃下ナチ

【野村美月】親友の彼女を好きになった向井弘風、罪と罰。

02-05-2020 一般小説, 新着おすすめ 野村美月

【櫻乃ままれ×ハラカズヒロ】ログ・ホライズン 第01-11巻

02-05-2020 一般小説, 新着おすすめ ハラカズヒロ, ハラ...

【石井和義×ハナムラ】どるから 第01-05巻

02-05-2020 一般漫画, 新着おすすめ ハナムラ, 石井和義

【日月ネコ×渡辺恒彦】理想のヒモ生活 第01-08巻

02-05-2020 一般漫画, 新着おすすめ 日月ネコ, 渡辺恒彦

週刊少年サンデー 2020年10号

02-05-2020 新着おすすめ, 漫画, 漫画雑誌

リンク

【飯沼ゆうき×西森博之】何も無いけど空は青い 第01-02巻

12-25-2019 リンク, 一般漫画 西森博之, 飯沼ゆうき

【空蟬×緑木昌×こもりけい】ワルキューレ ロマンツェ【スィーリアの恋物語】

02-03-2019 リンク, 一般小説 こもりけい, 空蟬, 緑木昌

【弓月光】

02-02-2019 リンク, 一般漫画 弓月光

【秋田禎信】魔術士オーフェンはぐれ旅 全20巻

01-21-2019 リンク, 一般小説 秋田禎信

【Boichi】サンケンロック 全25巻

11-30-2018 リンク, 一般漫画 Boichi

トレスデータ R-18解説&ポーズ集 1-2

11-23-2018 アート/建築/デザイン リンク

侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会 (第1回)
(令和元年11月27日) 資料2-1 (出版広報センター提出資料) より

漫画だけに限らず、雑誌や文芸書、写真集といったカテゴリでも 多数の侵害コンテンツがダウンロード可能な状況が継続している

【雑誌】

雑誌

週刊ファミ通 2019年11月28日号
 11-21-2019 趣味/実用/娯楽, 雑誌

2019年11月28日号
 ZippyShare+AD [Download](#)
 ZeroShare [Download](#)
 Uploaded [Download](#)
 WupFile [Download](#)
 TakeFile(Premium) [Download](#)
 RapidGator(Premium) [Download](#)
 (さらに...)

週刊エコノミスト 2019年11月26日号
 11-20-2019 雑誌

2019年11月26日号
 ZippyShare+AD [Download](#)
 ZeroShare [Download](#)
 Uploaded [Download](#)
 WupFile [Download](#)
 TakeFile(Premium) [Download](#)
 RapidGator(Premium) [Download](#)
 (さらに...)

週刊アスキー 2019年11月19日
 11-20-2019 雑誌

2019年11月19日
 ZippyShare+AD [Download](#)
 ZeroShare [Download](#)
 Uploaded [Download](#)
 WupFile [Download](#)
 TakeFile(Premium) [Download](#)
 RapidGator(Premium) [Download](#)
 (さらに...)

週刊朝日 2019年11月29日号
 11-20-2019 雑誌

2019年11月29日号
 ZippyShare+AD [Download](#)
 ZeroShare [Download](#)
 Uploaded [Download](#)
 WupFile [Download](#)
 TakeFile(Premium) [Download](#)
 RapidGator(Premium) [Download](#)
 (さらに...)

【文芸書】

[Novel] 憑神 [Tsukigami]
 March 26, 2013 4:00 am · Leave a Comment · mangazone · 4,502 views



Title: [Novel] 憑神 [Tsukigami]
 (一般小説) [浅田次郎] 憑神

DOWNLOAD/ダウンロード:
 Faststore:
 Tsukigami.rar - 27.6 MB

[村上春樹] カンガルー日和 (青空文庫対応txt表紙・挿絵付)(校正18-12-18)
 March 6, 2019 8:03 pm · A-z



[Continue Reading](#)

【写真集】

Category	Name
本	[生田絵梨花] 2nd写真集『インターミッション』
本	[写真集][徳江かな][「君だけを見つめて」 ギルド
本	[写真集][矢島舞美写真集「瞬き」 zip]
本	[矢倉楓子] ファースト写真集 『だいすき』
本	[道重さゆみ] 写真集 『DREAM』
本	[須田亜香里] 写真集 可愛くなる方法
本	[加藤玲奈] 写真集 『誰かの仕業』
本	[木崎ゆりあ] ファースト写真集 びーず
本	[永尾まりや] ファースト写真集 美しい細胞
本	[柏木由紀] x2 写真集
本	[指原莉乃] x3 写真集
本	[渡辺麻友] x3 写真集
本	[白石麻衣] 写真集 パスポート
本	[高山一実] 写真集 恋かもしれない
本	[生駒里奈] ファースト写真集 『君の足跡』
本	[橋本奈々未] ファースト写真集 『やさしい棘 (とけ
本	[深川麻衣] ファースト写真集 ずっと、そばにいたい
本	[倉持明日香] ファースト写真集 『耳たぶ』
本	[横山由依] ファースト写真集 『ゆいまん』
本	[白石麻衣] ファースト写真集 清純な大人

大規模かつ悪質なダウンロード型海賊版サイトの実態について

日本国内向けの海賊版サイト、日本からの月間アクセス数上位10サイト

	サイト名	URL	日本からの 月間アクセス数 (延べアクセス人数) 単位：万	ダウンロード or ストリーミング	態様
1	海賊版サイトA	非公開	1658	ダウンロード型	リーチサイト
2	海賊版サイトB		1553	ダウンロード型	トレント
3	海賊版サイトC		1047	ダウンロード型	リーチサイト
4	海賊版サイトD		741	ストリーミング型	オンラインリーディング
5	海賊版サイトE		316	ストリーミング型	オンラインリーディング
6	海賊版サイトF		314	ストリーミング型	オンラインリーディング
7	海賊版サイトG		304	ダウンロード型	リーチサイト
8	海賊版サイトH		234	ダウンロード型	リーチサイト
9	海賊版サイトI		198	ダウンロード型	リーチサイト
10	海賊版サイトJ		186	ダウンロード型	リーチサイト
9月中旬 閉鎖	星のロミ		3978	ストリーミング型	オンラインリーディング

出典：Similarwebによる調査（2019.11.21）



上位10サイトの合計で月間6,551万アクセス。「星のロミ」を加えると合計で月間1億アクセス超となり、**史上最悪の海賊版サイト「漫画村」に匹敵する規模。そのうち7サイトがダウンロード型**

出版以外の分野における海賊版による被害実態について

【コンピューターソフトウェアの海賊版被害】 ※権利者団体による調査・推計

◆ 不正なビジネスソフトの利用による日本での損害額: **1, 106億円**※1

※1 海賊版、企業内不正コピー、インターネットを利用した複製を含むもの(それぞれの内訳は不明)

◆ インターネットオークションサイトAにおいて、違法にアップロードされたビジネスソフトをダウンロードするように指示する出品からの落札数: **約10, 400件**※2

※2 出品形態(商品の説明等)から同様の出品からの落札と推測されるものを含む。

◆ ビジネスソフト・ゲームソフトともに、海賊版サイト・リーチサイト・ファイル共有ソフト等において違法アップロードされたコンテンツが多数掲載※3

※3 例えば、映像や電子書籍も含めて約60, 000ファイルをアップロードし、会員数375, 000人とうたう大規模海賊版サイトが存在する。

【学術論文の海賊版被害】 ※権利者団体による調査・推計

◆ 論文海賊版サイトAにおける日本でのダウンロード数: **1, 271, 346件**※

※大谷周平氏、板東慶太氏による「情報の科学と技術68巻10号」, 2018,513~519頁掲載の論文より(同サイトにおけるダウンロード数は2015年から2017年の間に5倍以上に増加)。このうち、981,063件(全体の77.17%)がいわゆる購読型の文献に当たる。

※仮に一般社団法人学術著作権協会における電子的複製に係る許諾使用料(1論文当たり2,800円)を適用した場合、被害額は約27億円となる。

【新聞記事の海賊版被害】 ※権利者団体による調査・推計

◆ まとめサイトAにおける新聞社・通信社7社の画像の無断転載・削除件数: **約34万件**※

※2018年4月26日付報道7社からの報道発表資料より。照合が可能だった画像のみについて検証したものであり、記事テキストを含めれば違法アップロードの実態は更に膨らむとみられる。

◆ 新聞社Bが発見した記事の無断複製・転載件数: 2年間で**約23万件**※

※2017年9月~2019年8月の間に記事照会ソフトを使用して発見したもの。

※ネット掲載に関する記事利用許諾料は各社様々だが、1件1万円を越す料金例もある。

※上記のほか、写真集・グラビア写真がリーチサイト等にアップロードされていることに加え、ブログやSNSなどにおいて、写真・イラスト(絵画)・楽曲の歌詞などが多数無断でアップロードされている。また、撮影用の台本(脚本)が不正に流通し、SNSにその写真がアップロードされるなどの事例も存在している。

前回法案が見送りとなった主な要因及びそれを受けた対応方針

- ① 国民の日常的なインターネット利用が萎縮するとの懸念拡大
- ② 漫画家など海賊版被害の当事者から違法化の範囲が広すぎるとの意見

文化庁において、漫画家などの関係者と密接に連携するとともに、国民の懸念・不安の声をより丁寧に向いながら再検討。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請のバランスに留意。

<見送り後の検討経緯>

日本漫画家協会・出版広報センターによる共同声明（令和元年9月25日）

- ・漫画家と出版社が一丸となって海賊版対策に取り組む
- ・特定の要件にこだわらず、迅速かつバランスのとれた法整備を要望

パブリックコメント（令和元年9～10月）
※国民の懸念を丁寧に把握

国民アンケート（令和元年10月）
※DL実態や影響を把握

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表（令和元年10月18日）
※関係閣僚間で対応方針を確認

有識者検討会における議論（①令和元年11月27日、②令和元年12月18日、③令和2年1月7日）

議論の取りまとめ・公表（令和2年1月16日）

自民党・知的財産戦略調査会による申し入れ
（令和2年1月30日とりまとめ）

公明党・文部科学部会による提言
（令和2年2月3日とりまとめ）

日本漫画家協会・出版広報センターによる共同声明（令和2年2月4日）

- ・有識者検討会における議論のまとめ及び与党の提言に沿って、今通常国会で法整備が行われることを要望

検討会の目的

侵害コンテンツのダウンロード違法化について、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請がバランスよく並び立つ、適切な制度設計等について検討を行うほか、併せて、リーチサイト対策の在り方等について検討を行う。

検討の概要・経緯

- 令和元年11月27日(第1回)、令和元年12月18日(第2回)、令和2年1月7日(第3回)に開催(計3回)。
- 学者、弁護士、漫画家、出版社、消費者、ネットユーザーなど、様々な意見をお持ちの幅広い関係者により議論。
- パブリックコメントや国民アンケートの結果を十分に踏まえつつ、平成31年2月に提案した文化庁当初案にこだわらず、海賊版対策の実効性と国民の正当な情報収集等の萎縮防止のバランスが取れた制度設計等を検討。
- パブリックコメントで提出された様々な要件提案等の意見への対応について、条文ベースで具体的に検討。
- 1月16日に、有識者検討会における検討結果を取りまとめ・公表。

「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」について

(参考) 構成員(計12名) ※敬称略

赤松 健 (公益社団法人日本漫画家協会常務理事)

大淵 哲也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

荻野幸太郎 (特定非営利活動法人うぐいすりボン理事)

河野 康子 (一般社団法人日本消費者協会理事、
NPO 法人消費者スマイル基金事務局長)

後藤 健郎 (一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
(CODA) 代表理事)

田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

(座長) 土肥 一史 (一橋大学名誉教授、弁護士)

萩原 恒昭 (日本経済団体連合会知的財産委員会
企画部会部会長代行、凸版印刷株式会社
法務・知的財産本部顧問)

福井 健策 (骨董通り法律事務所 弁護士)

堀内 丸恵 (出版広報センター副センター長、
株式会社集英社社長)

前田 哲男 (染井・前田・中川法律事務所 弁護士)

和田 俊憲 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

海賊版対策のための迅速かつ適切な著作権法改正を求める共同声明 (令和2年2月4日 公益社団法人 日本漫画家協会、出版広報センター)

漫画家ほかクリエイターの利益を不当に奪う海賊版サイトへの対策に、日々ご協力くださっている読者・ユーザー、有識者、通信事業者、立法・行政関係者ほか全ての方々へ、改めて心からの感謝を申し上げます。

私たち日本漫画家協会および出版広報センターは、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめで示された措置について、かねてより私たちが求めていた「脱法行為を容易に招かず、かつ、善良なユーザーに過度な萎縮が生じない」バランスの取れたものであると受け止めています。

加えて、自由民主党および公明党における議論が、それぞれ提言として迅速にまとめられたことについても謝意を表します。各提言の内容に異存はなく、なかでも「違法アップロード対策の強化」は特に重要な課題だと認識しています。

私たちは、上記で示された内容に沿った「侵害コンテンツのダウンロード違法化」と「リーチサイト規制」のための著作権法改正案の今通常国会への提出および成立を、強く願うものです。

今この瞬間にも深刻な海賊版被害は生じており、漫画家をはじめとしたクリエイターやコンテンツ産業全体に甚大なダメージが積み重なっている状況に変化はありません。海賊版サイトが奪うのは、単に経済的利益のみならず、デビューから間もない若き才能、そして夢です。このような長期にわたって影響する深刻な被害を防ぐためには何よりも、迅速かつ実効性を伴う対応が欠かせません。

一方で、法改正が成立した暁には、国民・一般ユーザーの皆さまへの普及・啓発や、正規版コンテンツであることを示すABJマークの利用促進など、引き続き海賊版の撲滅に向けた自主的努力を全力で続けてまいります。このような取り組みについて、漫画を愛してくださる全ての方々のご理解とご協力を、あわせてお願い申し上げます。

インターネット上の海賊版に対する政府全体の対策

※令和元年10月18日に関係省庁の連名で公表(関係閣僚間で確認)

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



主要国における無断アップロード及びダウンロードなどに係る現行法制度の内容

日本では、アップロード行為には厳格に対応しつつ、ダウンロード行為(ユーザー側の行為)や、インターネットの基幹技術であるリンク提供行為には、抑制的に対応するという形でメリハリをつけている。

		ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
無断アップロード	民事	違法(権利制限規定等に該当しない場合)				
	刑事 (いずれも故意は必要)	要件の加重はなし (民事上違法となるものは、刑事罰の対象にもなる)	要件の加重はなし (民事上違法となるものは、刑事罰の対象にもなる)	「業務の過程で行う場合」又は「業務の過程以外で著作権者に不利益な影響を与える程度に至るまで行う場合」に、刑事罰の対象となる	商業的利益又は私的な経済的利得を目的とする場合等に刑事罰の対象となる	要件の加重はなし (民事上違法となるものは、刑事罰の対象にもなる)
		【法定刑】 3年以下(営利目的の場合は5年以下)の懲役又は罰金	【法定刑】 3年以下の禁固又は30万ユーロ以下の罰金	【法定刑】 2年以下(略式判決の場合は3か月以下)の禁固若しくは罰金又はこの両刑	【法定刑】 5年以下(再犯の場合は10年以下、軽微な場合は1年以下)の禁固若しくは罰金又はその併科(※1)	【法定刑】 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科
侵害コンテンツのダウンロード	民事					違法にアップロードされた事実を知りながら行うデジタル方式の録音・録画が対象
	刑事 (いずれも故意は必要)	明らかに違法に製作又は公衆利用可能化された原本を利用して行う複製が対象	適法な出所以外から行われる複製が対象	侵害コンテンツか適法コンテンツかに関わらず、私的使用目的の複製自体が一般的には認められていない(刑事罰はなし)	フェアユース規定により判断(裁判例ではフェアユース該当性を否定したもののみ存在が確認)	有償で提供されている音楽・映像を違法ダウンロードする場合に限って刑事罰の対象となる ※民事・刑事を含め、音楽・映像以外の著作物への拡大を検討中
	法定刑	3年以下の懲役又は罰金	3年以下の禁固又は30万ユーロ以下の罰金	—	3年以下(再犯の場合は6年以下、軽微な場合は1年以下)の禁固若しくは罰金又はその併科(※2)	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科
侵害コンテンツへのリンク提供		欧州司法裁判所において、違法にアップロードされた著作物に対してリンクを張る行為について、情報社会指令第3条第1項の「公衆伝達」に該当し、著作物自体のアップロードと同様に著作権を侵害すると判断された裁判例が存在			寄与侵害(※3)として違法となる可能性が存在	規定なし ※悪質なリーチサイトなどにおけるリンク提供に限って規制の対象とすることを検討中

(※1)(※2): 180日間に、1つ以上の著作物のコピーを10部以上(総小売価格が2,500ドルを越える場合に限る)複製又は頒布した場合の量刑は5年以下(再犯の場合は10年以下)
 ((※2)は3年以下(再犯の場合は6年以下))の禁固刑若しくは罰金又はその併科、その他の軽微な侵害の場合の量刑は1年以下の禁固刑若しくは罰金又はその併科
 (※3): ①直接侵害が成立する場合に、②侵害行為について認識を持ちながら、③他者の侵害行為についてこれを誘引し、生じさせ又はこれに重大な寄与を行う者に侵害が認められるとする判例法理

1. 調査概要

- ・調査実施機関: 株式会社マクロミル
- ・調査時期: 2019年10月11日(金)～10月13日(日)
- ・調査対象: 15～69歳の男女、合計2,580サンプル

2. 調査結果(主なもの)

(1) 侵害コンテンツ(漫画など)のダウンロード経験(違法だと確実に知っている場合)

あり: 6.2%、なし: 93.8%

(2) ダウンロード頻度

ほぼ毎日: 2.5%、週数回程度: 10.1%、月数回程度: 18.2%、月1回未満: 69.2%

(3) ダウンロード場所・手段

海賊版サイト: 42.1%、ファイル共有ソフト: 20.8%、投稿型サイト・掲示板: 34.6%、
ブログ・SNS: 26.4%

(4) 行動変容(その1: 民事措置が導入された場合)

やめる: 69.2%、減らす: 22.0%、変わらない: 8.8%

(5) 行動変容(その2: 刑事罰が導入された場合)

やめる: 77.4%、減らす: 16.4%、変わらない: 6.3%

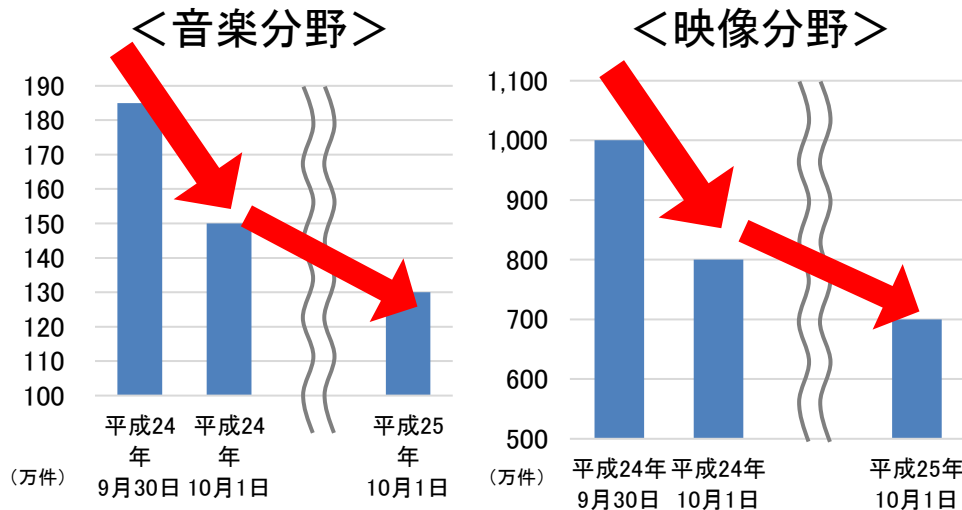
(6) 違法化・刑事罰化による影響

- ・必要性の低いダウンロードは行わず、必要性の高いものは正規に流通しているコンテンツを利用するなどするので、特段の不都合はない: 44.0%
- ・現状よりは不便になる部分があるが、そういったダウンロード行為が法律上禁止されるのであれば、それもやむを得ない(日常生活に支障は生じない): 45.3%
- ・日常生活に支障が生じる: 10.1%

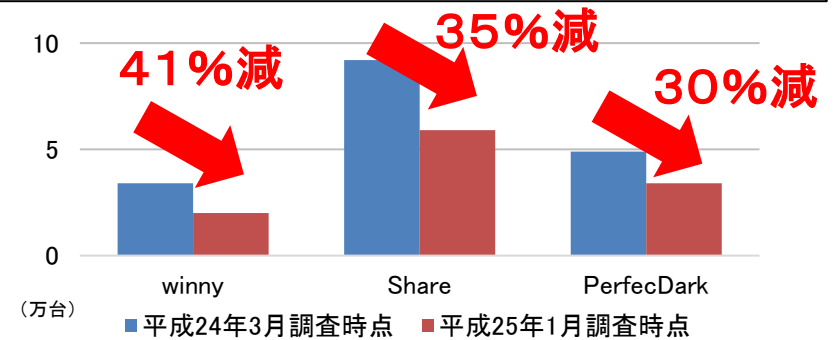
- 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）を契機に、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイル数は大幅に減少し、その効果はその後も維持されていた。また、ファイル共有ソフトに接続しているノード（PC等の端末）数は、約3割から4割程度減少していた。
- ファイル共有ソフトからのダウンロードについて、違法ダウンロード刑事罰化以降に実際の行動変容があったかどうかに関する質問の結果、「やめた」「減った」との回答者の割合が約7割程度。



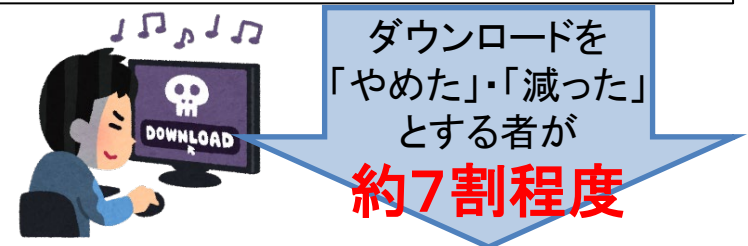
ファイル共有ソフト（Winny）での「有償著作物等」のファイル数の推移（※1）



ファイル共有ソフトのノード数の推移（※2）



ユーザーの行動変容（※1）



（※）「有償著作物等」とは、有償で公衆に提供・提示されている著作物等をいい、刑事罰の対象となる違法ダウンロードは、主観要件に加え、有償著作物等をダウンロードするものに限定されている。

（※1）「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成25年12月 新日本有限責任監査法人）

（※2）一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）「ファイル共有ソフトの利用実態調査（クローリング調査）」

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(※)参・文教科学委員会でも、同様の附帯決議がなされた。

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 海賊版サイトの形態は多種多様であり、本法の措置では対応ができないストリーミング形式を採用している海賊版サイト等も存在することを踏まえ、本法による規制にとどまらず、今後ともあらゆる手段を通じて海賊版対策の徹底に向けた取組を政府一丸となって行うこと。
- 二 侵害コンテンツの違法アップロードについては、アップロードを行う者が海外サーバーを利用する事例や我が国の捜査協力等の要請に対して非協力的な国が存在することも踏まえ、迅速かつ円滑な捜査・摘発に向けて、政府は、海外の捜査機関や通信業者等との更なる連携強化を促進し、実効性のある違法アップロード対策の実現に努めること。
- 三 政府は、海賊版対策を講じるための専門的知見、人的資源、資金等が不十分な中小企業等を支援するため、海賊版対策の構築に係る専門的知見の提供や経費の補助等の様々な支援策を講じるよう努めること。
- 四 本法による侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る措置が、国民の正当な情報収集等の萎縮をもたらさないよう多くの要件が設けられ複雑な制度設計となっていることを踏まえ、本法附則による国民への普及啓発及び未成年者への教育を行うに当たっては、分かりやすいガイドライン等を作成するとともに、インターネット上や学校現場等の様々な場面での普及啓発・教育に万全を期すこと。
- 五 政府は、関係者による議論の状況等を踏まえつつ、演奏権等の要件としての公衆に直接見せ又は聞かせる目的の範囲について、必要に応じて社会通念や妥当性の観点から検討するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。
- 六 デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、従来は受信者であった国民が同時に発信者にもなる時代が到来し、著作物の利用・流通形態の多様化が今後さらに進行することが想定されることに鑑み、政府は、権利の保護と著作物の円滑な利用の促進とのバランスに十分留意しつつ、時代に即した著作権法制となるよう、その在り方について不断の検証を行うこと。

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A（基本的な考え方）

令和2年3月10日
文化庁著作権課

本Q&Aは、令和2年3月10日に閣議決定された「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の内容をもとに、現時点における文化庁としての基本的な考え方を整理したものです。今後、国会での法案審議等を踏まえ、より詳細な内容をお示しすることも予定しています。

【総論】

問1 既に違法となっているアップロード行為を厳格に取り締まれば良く、ダウンロードを行うユーザーまで規制する必要はないのではないか。

（答）

1. 現行法上も違法アップロード行為については、諸外国と比べても厳格な法定刑（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科）が定められており、アップロード者に対する権利行使や摘発は随時行われています。また、本法案の附則（第7条）では、違法アップロード対策をより一層充実していくことについても規定しており、政府全体として様々な取組を進めてまいります。
2. 一方で、アップロード者が特定できなかつたり海外にいたりすることなどにより、迅速かつ円滑な権利行使・摘発が困難な場合もあります。また、侵害コンテンツにアクセスしてダウンロードするユーザーが多数いることによって、アップロード者が多額の広告収入を得られることに繋がるなど、ダウンロードがアップロードを助長している面もあります。
3. このため、国民の正当な情報収集等が過度に萎縮しないよう十分に注意しつつも、侵害コンテンツのダウンロードに対する規律を一定程度強化し、アップロードとダウンロードの両面から侵害コンテンツの拡散・利用を防止していく必要があると考えています。

問2 漫画村のようなストリーミング型の海賊版サイトには効果がないため、ダウンロードを違法化しても意味がないのではないか。

（答）

1. ダウンロード型の海賊版サイトも多数存在しており（出版広報センターによると、アクセス数上位10サイトのうち7サイトがダウンロード型）、そのような海賊版サイトへの効果が見込めるため、侵害コンテンツのダウンロード違法化を行う意義は大きいものと考えています。
2. また、本法案におけるリーチサイト規制では、ストリーミング型のサイトも対象としているほか、ダウンロード型・ストリーミング型を問わず、海賊版サイトによる被害を防ぐため、別途、関係省庁が密接に連携しながら、例えば、海賊版サイトの収入源を絶つための「広告出稿の抑制」、情報検索サービスにおいて海賊版サイトが表示されないようにする「検索サイト対策」など、実効性のある対策を総合的に講じているところです。

問3 ユーザーが侵害コンテンツをそうと知りながらダウンロードしたかどうかは、外部からは確認できず、権利行使・摘発は不可能であるため、ダウンロードを違法化しても意味がないのではないかと。違法化による効果は見込めるのか。

（答）

1. 自ら違法ダウンロードを行っている旨をSNSなどで誇示している場合や、違法アップロードに関する捜査・訴訟等の過程でダウンロードの事実が確認された場合などには、権利行使・摘発が可能です。権利者が警告を発した後もユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証も可能になると考えられます。
2. また、実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像の違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）によって、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイルが大幅に減少するなど相当程度の効果が確認されています。また、漫画などの違法ダウンロードに関して、昨年10月に文化庁が行った国民アンケートにおいては、違法化・刑事罰化がされた場合にはダウンロードを「やめる」・「減らす」と回答した者の割合が9割以上となっていることから、同様に大きな効果が見込めるものと考えています。

問4 侵害コンテンツのダウンロードを行った場合、いきなり訴訟を起こされたり、逮捕されたりするのか。

（答）

1. 著作権はあくまで個人の権利であり、著作権侵害となる行為が行われている場合に、権利行使・告訴を行うか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられています。このため、仮に侵害行為を行った場合でも、著作権者がそれを認知・問題視し、権利行使・告訴を行わなければ、ユーザーが法的責任を問われることはありません。

2. 現状でも、様々な場面で、厳密には著作権侵害となり得る行為が行われているものと考えられますが、それらの中には、著作権者が問題視しておらず、いわば黙認されている状況にあるものもあると思われ（いわゆる「寛容的な利用」）。また、通常、権利者は、まずアップロード者に対する措置を行うものであり、警告などの行為を経ずに、いきなりダウンロードを行ったユーザーに対する措置を行うことは通常想定できません。

問5 昨年提出を検討していた法案から、どのような修正を行ったのか。

(答)

1. 海賊版対策としての実効性を確保しつつ、国民の懸念・不安に対応する観点から、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関し、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード、③二次創作・パロディのダウンロード、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを違法化対象から除外しています（それぞれの詳細は後述）。
2. また、本法案の附則では、国民への普及啓発・教育の充実や、適法サイトへのマーク付与の推進、刑事罰の運用に当たっての配慮等について規定し、運用面からも国民の懸念・不安等に対応していくこととしています。
3. さらに、リーチサイト運営者等に対する刑事罰については、昨年提出を検討していた案では「非親告罪」となっていましたが、「親告罪」に変更することとしています。
4. これらの措置によって、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスが取れた内容になっているものと考えています。

【違法化による影響・対象範囲】

問6 インターネット上での情報収集等が萎縮するのではないか。

(答)

1. あくまで、違法にアップロードされた著作物を違法だと知りながらダウンロードを行う場合のみが規制されますので、適法にアップロードされた著作物のダウンロードや、違法にアップロードされたことを知らずに行うダウンロードなど、広く一般的に行われているダウンロードの多くは問題となりません。
2. また、問5で記載したとおり、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの「軽微なもの」のダウンロード、③二次創作・パロディのダウンロード、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」の

ダウンロードを違法化対象から除外しており、刑事罰については更に絞り込みを行っていますので、インターネット上での正当な資料収集等は萎縮しないものと考えています。

問7 スクリーンショットができなくなるのか。

(答)

1. スクリーンショットに関しても、規制されるのは、違法にアップロードされた著作物を違法だと知りながら保存する場合のみです。このため、適法にアップロードされた著作物（例えば、公式サイトや公式アプリの画面など）の保存は、違法とはなりません。
2. また、違法にアップロードされた著作物に関しても、問5及び6で記載したとおり、スクリーンショットを行う際の写り込みなどに関する除外規定がありますので、海賊版の漫画を何ページにもわたりそのままスクリーンショットで保存するような場合には違法となりますが、SNSの投稿を保存する際に違法にアップロードされた画像が入り込むことなど、広く一般的に行われている行為は、違法とはなりません。

問8 漫画家・研究者等が行う創作・研究活動や、企業が行うビジネスにも悪影響が及ぶのではないか。

(答)

1. 漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードや企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードは、私的使用目的の複製（著作権法第30条）とは言いづらいものであり、もともと違法であって、今回の改正とは直接関係しません（現行法上と取扱いは変わりません）。
2. なお、文化庁では、今回の改正とは別途、研究目的での自由利用を認める規定（権利制限規定）の創設など、著作物の公正な利用を促進するための措置についても、並行して検討を進めているところです。

問9 論文に引用するために、インターネット上のコンテンツをダウンロードすることもできなくなるのか。

(答)

1. 今回の改正は、あくまで、私的使用目的の複製（著作権法第30条）に関わるものであり、その他の自由利用を認める規定（権利制限規定）には影響を与えません。このため、例えば、引用のための利用（著作権法第32条）などは、従来通り著作権者の許諾なく行うことができます。

2. なお、権利制限規定については、一般的に、直接の利用場面のみならず、その前段階における準備行為としての複製（引用であれば、引用が想定される資料の収集）についても、必要かつ合理的と認められる限度であれば許容されるものです。このため、例えば、違法にアップロードされた著作物を、その問題点を指摘する論文等に引用する目的でダウンロードすることは許容され得るものと考えられます。

問 1 0 漫画だけを対象にすれば良いのではないか。

（答）

1. これまでは被害実態等を考慮して対象著作物を音楽・映像に限定してきましたが、昨今、漫画に限らず、コンピュータソフトウェアや学術論文、新聞などについても、違法アップロードにより多大な被害が生じている実態があり、関係団体からもダウンロード違法化の対象に含めるよう要望が出ていますので、著作物の種類・分野を問わず、海賊版対策を講じていくことが重要だと考えています。
2. なお、諸外国でも著作物の種類・分野で取扱いを変えている例は把握していません。

問 1 1 「海賊版サイト」からのダウンロードだけを違法化すれば良いのではないか。

（答）

SNSやファイル共有ソフトなど、いわゆる「海賊版サイト」以外においても多大な海賊版被害が生じており、また、どこからダウンロードされても権利者に被害が生じることに変わりはないことから、いわゆる「海賊版サイト」からのものに限定せず、侵害コンテンツをダウンロードする行為を捉えて違法とすることが必要だと考えています。

問 1 2 侵害コンテンツを見ただけで違法となってしまうのか。

（答）

1. 今回の改正によって違法化されるのは、あくまで、侵害コンテンツを意図的・積極的にダウンロードすることであり、侵害コンテンツであっても、単に視聴・閲覧するだけであれば、違法とはなりません（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）。
2. なお、視聴・閲覧に伴うキャッシュやプログレッシブ・ダウンロードについては、別途、著作権法第47条の4第1項の規定により適法となります。

問13 メールで侵害コンテンツのファイルを送り付けられた場合にそれを保存すると違法となってしまうのか。

(答)

今回の改正によって違法化されるのは、「著作権…を侵害する自動公衆送信…を受信して行うデジタル方式の複製」であるところ、メール送信は「自動公衆送信」に該当しませんので、これらをもとに侵害コンテンツを保存する行為は、違法化の対象外です（もちろん、政府として、そのような行為を推奨するものではありません）。

【主観要件】

問14 インターネット上のコンテンツは、適法にアップロードされたか、違法にアップロードされたかの判別が困難な場合も多いのではないか。実際には違法にアップロードされたものであるが、適法にアップロードされたもの（例：適法に引用されたもの）だと勘違いしてダウンロードした場合は、どうなるか。

(答)

1. 違法にアップロードされたことが確実であると知りながら行うダウンロードのみが違法となりますので、アップロードが適法か違法か分からない場合や、アップロードが適法だと誤解した場合（例えば、適法に引用されてアップロードされたものだと誤解した場合）などは、ダウンロードは違法となりません。
2. なお、出版社においては、適法サイトに「ABJマーク」というマークを表示することで、適法サイトの判別を容易にする取組みが進められており、本法案の附則（第3条）では、そうした取組みのより一層の推進等についても規定しています。なお、音楽・映像に関しては、従来から適法サイトに「エルマーク」が表示されています。

問15 違法なアップロードだと知っていたということは、誰がどのように判断するのか。ユーザーが違法だと知らなかったことを証明することは困難ではないか。

(答)

権利者（刑事罰の場合は検察）がユーザーに対してダウンロードに対する法的責任を追及するためには、「ユーザーが、違法にアップロードされたことが確実であると知りながらダウンロードを行ったこと」を立証する必要があります。例えば、権利者から警告された後も、ユーザーが侵害コンテンツのダウンロードを継続しているような場合には、その立証が可能となると考えられます。

【除外規定】

＜二次創作・パロディ＞

問 16 そもそも二次創作・パロディを創作・アップロードする行為は違法なのか。

(答)

1. 二次創作・パロディについては、引用に関する規定（著作権法第32条）の類推適用や黙示の許諾などにより、適法となる場合があるとの見解もあります。
2. また、違法となる場合であっても、著作権はあくまで個人の権利であり、権利を行使するか否かは、基本的に著作権者の判断に委ねられるものですので、著作権者が権利行使を行わなければ、創作・アップロードを行った者が法的責任を問われることはありません。実際に二次創作・パロディについては、著作権者によって黙認されている場合も多いと承知しています。

問 17 ①二次創作・パロディを二次創作者自身が共有サイトなどにアップロードしている場合、それをダウンロードする行為は違法となるのか。また、②二次創作・パロディを更に第三者が違法にアップロードしている場合、その二次創作・パロディの海賊版をダウンロードする行為は違法となるのか。

(答)

問の①のような場合には、ダウンロードは違法となりません。一方で、問の②のような場合には、二次創作者の権利を直接侵害している（二次創作者から見れば、ただの海賊版のアップロード・ダウンロードである）ことから、違法となります。

＜軽微なもの＞

問 18 「軽微なもの」とは具体的にどのようなものを指すのか。

(答)

1. 典型的には、数十頁で構成される漫画の1コマ～数コマ、長文で構成される論文や新聞記事の数行など、その著作物全体の分量から見て、ダウンロードされる分量がごく小さい場合は、「軽微なもの」と認められます。一方で、漫画の1話の半分程度、論文や新聞記事の半分程度のダウンロードは「軽微なもの」とは言えません。
2. このほか、画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合も「軽微なもの」と認められます。

問19 実際には軽微ではないものを「軽微なもの」と勘違いしてダウンロードした場合は、どうなるのか。

(答)

「軽微なもの」と勘違いしてダウンロードした場合（例えば、数十頁で構成される漫画の1コマだと思ってダウンロードしたが、それが1コマ漫画だった場合）は、違法とはなりません。

<特別な事情がある場合>

問20 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」と規定することとしたのはなぜか。具体的にどのような場合がこれに該当するのか。

(答)

1. 国民の正当な情報収集等への萎縮を防止するため、様々な要素に照らして、違法化対象からの除外を判断できるバスケットクローズ規定（安全弁）を設けることとしたものです。
2. ただし、海賊版対策の実効性が低下することを避ける観点から、①ユーザー側が「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証する必要があることとする（その立証ができない場合には、ダウンロードは違法となる）（※1）（※2）とともに、②居直り的な利用を確実に防止する（※3）ため、このような規定としています。

（※1） 侵害コンテンツ（かつ、軽微でも二次創作・パロディでもないもの＝相当分量のデッドコピー）をそうと知りながら利用している以上は、ユーザー側が例外的に「不当に害しないと認められる特別な事情」がある場合だという立証をすることが適当だと考えています。

（※2） なお、刑事罰の場合は、検察が「不当に害しないと認められる特別な事情」がないことを立証する必要があります。

（※3） 漫画の海賊版などを楽しむためにダウンロードしているような場合には、およそ「不当に害しないと認められる特別な事情」がある場合に該当しないことは明らかであるため、居直り（行き過ぎた主張）を確実に防止できます。
3. この要件に該当するか否かは、（ア）著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度、（イ）ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様、という2つの要素によって判断されるものです。

典型的には、①詐欺集団の作成した詐欺マニュアル（著作物）が、被害者救済団体によ

って告発サイトに無断掲載（違法アップロード）されている場合に、それを自分や家族を守る目的でダウンロードすること、②無料で提供されている論文（著作物）の相当部分が、他の研究者のウェブサイトに批判とともに無断転載（引用の要件は満たしていない＝違法アップロード）されている場合に、それを全体として保存すること、③有名タレントのSNSに、おすすめイベントを紹介するためにそのポスター（著作物）が無断掲載（違法アップロード）されている場合に、そのSNS投稿を保存することなどが、これに該当します。

問 2 1 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」に該当することをユーザーが立証するのは困難ではないか。

（答）

1. ユーザーは、問20の（イ）に記載した「ダウンロードの目的・必要性などを含めた態様」として、自らのダウンロードが正当な目的によるものであること、ダウンロードの必要性が高いことなどを立証すれば良く、立証に大きな困難はないと考えています。なお、問20の（ア）に記載した「著作物の種類・経済的価値などを踏まえた保護の必要性の程度」については、通常、この要件の議論に至る前の段階で権利者側の立証により明らかとなっていると考えられるため、ユーザーが積極的に立証する必要が生じることは基本的に想定されません。
2. なお、今回は、違法にアップロードされた著作物であって、軽微でも二次創作・パロディでもないもの（＝相当分量のデッドコピー）を違法と知りながら、あえてダウンロードするという特殊な場面に関わるものであり、そのようなダウンロードを行う以上は、ユーザーが「不当に害しないと認められる特別な事情」があることを立証するのが適当だと考えています。

【刑事罰】

問 2 2 刑事罰まで科す必要はあるのか。音楽・映像についても摘発事例はないところ、刑事罰を科す意味はどこにあるのか。

（答）

1. 実際の摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像の違法ダウンロード刑事罰化（平成24年10月1日施行）によって、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイルが大幅に減少するなど相当程度の効果が確認されています。また、漫画などの違法ダウンロードに関して、昨年

10月に文化庁が行った国民アンケートにおいては、刑事罰化がされた場合にはダウンロードを「やめる」と回答した者が約8割と、民事措置だけの場合（約7割）よりも多数に上っており、刑事罰化によって、より大きな効果が見込めるものと考えています。

2. なお、文化庁の有識者検討会においては、刑事罰がなければ抑止力が大きく低下するという意見や、音楽・映像について既に刑事罰が導入されている中で、仮に民事措置のみとなった場合には漫画などの海賊版問題が軽く捉えられてしまうという意見などがあり、刑事罰が必要であることが共有認識となっていたところです。

問23 警察による捜査権の濫用を招くのではないか。

(答)

1. 音楽・映像の違法ダウンロードについて刑事罰化が行われてから7年以上が経過していますが、そのような事例は生じておりません。また、そもそも、捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるものであり、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。
2. なお、本法案の附則（第5条）では、刑事罰の運用に当たって、インターネット利用が不当に制限されないような配慮を行うべき旨を規定しています。

問24 著作権等侵害罪はTPP整備法により一部非親告罪化されているが、今回もそれが適用されるのか。

(答)

1. TPP整備法では、著作権法第119条第1項に規定する著作権等侵害罪のうち、一定の要件を満たすものについて、非親告罪化を行いました。音楽・映像の違法ダウンロードに関する刑事罰は、同法第119条第3項に規定されているものであって、その態様に関わらず、一律、親告罪のままという取扱いになっていました。
2. 今回の改正案においても、この取扱いと同様、全て親告罪としています。

問25 正規版が有償で提供されているか否かは、ダウンロードするユーザーには分からない場合もあるが、その場合でも、刑事罰を科される可能性があるのか。

(答)

正規版が有償で提供されているか否かが分からずにダウンロードした場合や、正規版が無償で提供されているものと勘違いしてダウンロードした場合は、刑事罰の対象とはなりません。

(※) 今回の改正案の第119条第3項第2号では「有償著作物特定侵害複製であることを知りながら」という要件が規定されています。

【その他】

問26 今回の改正に伴って、音楽・映像の違法ダウンロードについては、要件を変更しないのか。

(答)

1. 今回の改正によって、既に措置され、問題なく運用されている音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律を現行より後退させることは適切ではなく、関係団体からもパブリックコメントにおいて要件変更への懸念が示されたことから、音楽・映像については基本的に現行通りの取扱いとしています。
2. なお、今回の改正により新たに対象となるマンガ、写真、記事等については、音楽・映像とは異なり、侵害コンテンツがインターネット上で広く多様な形態で流通していることから、これらのダウンロードを音楽・映像と同様の要件で違法化することは、日常的に行われる情報収集行為に大きな影響を及ぼす懸念がある旨、パブリックコメントでも御意見を頂いていたところです。

問27 附則に規定された「違法アップロード対策の充実」として、何を行っていくのか。

(答)

国際連携・国際執行の強化や民間組織との協働など、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」(令和元年10月18日 内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・経済産業省)に掲げられた施策を中心に、政府全体として、様々な観点から実効的な対策を検討していく予定です。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 著作権法の一部改正

一 技術的保護手段及び技術的利用制限手段に係る規定の改正

1 著作物等の利用に用いられる機器が特定の反応をする信号を送信する等の技術的保護手段及び技術的利用制限手段について、当該信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに送信しないもの等を加えることとする。

(第二条第一項第二十号及び第二十一号関係)

2 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限の回避を行うことをその機能とする指令符号を公衆に譲渡する等の行為を著作権等を侵害する行為とみなすこととともに、当該行為を行った者について罰則を科すこととする。

(第百十三条第七項及び第百二十条の二第四号関係)

二 権利制限規定の改正

1 私的使用の目的で行う録音及び録画以外の複製のうち、著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。))を除く。第一の二の1において同じ

。を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（軽微なものを除く。第一の二の1において同じ。）（特定侵害複製）を、特定侵害複製であることを知りながら行うもの（著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）に、複製権が及ぶこととするとともに、有償で公衆に提供され、又は提示されている著作物に係る著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（有償著作物特定侵害複製）を、有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行う行為（著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）を継続的に又は反復して行った者について罰則を科すこととする。

（第三十条第一項第四号及び第二項、第百十九条第三項第二号及び第五項関係）

2 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（複製伝達行為）を行うに当たって、その対象とする事物又は音に付随して対象となる事物又は音に係る著作物で軽微な構成部分となるもの（付随対象著作物）は、正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って利用することができることとする。また、当該利用がされた付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの

の利用に伴って利用することができるとすること。

(第三十条の二関係)

3 著作物は、品種や特定農林水産物等に関する審査等の手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができるとすること。(第四十二条関係)

三 利用権の対抗力に係る規定の整備

(第六十三条の二関係)

利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができるとすること。

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等についての規定の整備

1 送信元識別符号等の提供により侵害著作物等の他人による利用を容易にする行為(侵害著作物等利用容易化)であつて、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等又は主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等(侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等)において行う行為等を、当該行為等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、著作権等を侵害する行為とみなすこととともに、当該行為を行った者について罰

則を科すこととする。 (第百十三条第二項から第四項まで及び第百二十条の二第三号関係)

2 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行った者等について罰則を科すこととする。 (第百十九条第二項第四号及び第五号関係)

五 書類提出命令に係る手続の拡充

1 裁判所は、著作権等の侵害に係る訴訟において、侵害行為を立証する等のために必要な書類に該当するかどうかの判断をするために必要があると認めるときは、当該書類の所持者にその提示をさせることができることとする。 (第百十四条の三第二項関係)

2 裁判所は、書類提出命令に係る手続において、提示された書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員に対し、当該書類を開示することができることとする。 (第百十四条の三第四項関係)

第二 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正

一 プログラム登録がされた著作物の著作権者等は、文化庁長官に対し、自らが保有する記録媒体に記録された著作物がプログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができることとする。

と。

(第四条関係)

二 指定登録機関がプログラム登録を行う場合において、国又は独立行政法人は、プログラム登録の手数を納付しなければならないこととすること。
(第二十六条関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、令和三年一月一日から施行すること。ただし、第一の二の2及び3並びに第一の三及び四については令和二年十月一日から、第二の一については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
(附則第一条関係)

二 国及び地方公共団体は、特定侵害複製を特定侵害複製であることを知りながら行って著作権を侵害する行為(特定侵害行為)の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じるとともに、未成年者に対する特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならないこととすること。
(附則第二条関係)

三 関係事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならないこととするこ
と。
(附則第三条関係)

四 第一の二の1並びに第一の四の1及び2に係る罰則の運用に当たっては、インターネットを利用して

行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととする。

(附則第四条及び第五条関係)

五 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第一の二の1の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第六条関係)

六 政府は、著作権等を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第七条関係)

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(著作権法の一部改正)

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十一号中「第百十三条第三項」を「第百十三条第六項」に改める。

第三十条の二第一項中「又は録画」を「録画、放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為」に、「写真の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作する」を「複製伝達行為」という。）を行う」に、「当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の」を「その」に、「から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における）」を「（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等の一部を構成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。）に係る著作物（当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの（以下この条において「作成伝達物」という。）のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該

作成伝達物において当該著作物が」に、「もの」を「場合における当該著作物」に、「創作に伴って複製する」を「付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用する」に改め、同項ただし書中「複製」を「利用」に改め、同条第二項中「複製された」を「利用された」に、「同項に規定する写真等著作物」を「当該付随対象著作物に係る作成伝達物」に改める。

第四十二条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 行政庁の行う品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種をいう。）に関する審査又は登録品種（同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。）に関する調査に関する

手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する

手続

第四十二条第二項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

第四十七条の三第一項ただし書中「第百十三條第二項」を「第百十三條第五項」に改める。

第四十七条の五第一項中「公衆への提供又は提示」を「公衆への提供等」に、「送信可能化を含む。以下この条において」を「公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下」に、「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。第百十三條第二項及び第四項において同じ」を加え、同条第二項中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第四十七条の六第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

六 第四十七条の三第一項 翻案

第四十七条の六第二項第二号中「公衆提供提示著作物」を「公衆提供等著作物」に改める。

第六十三条第三項中「第一項」を「利用権（第一項）」に、「利用する権利」を「前項の規定により利用

することができる権利をいう。次条において同じ。」に改める。

第六十三条の次に次の一条を加える。

(利用権の対抗力)

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができるとができる。

第八十条第四項中「第五項の」を「第五項並びに第六十三条の二の」に、「同条第三項」を「第六十三条第三項」に改める。

第八十六条第一項中「第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「第三十条第一項、」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項の規定の適用を受けて原作のま

ま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

第八十六条第三項中「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四」を「第三十条の二から第三十条の四まで」に、「第三十条の二第二項ただし書」を「第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改める。

第一百三條中「第六十三條の」を「第六十三條及び第六十三條の二の」に改める。

第一百三條中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、同條第五項中「次條第五項」を「次條第八項」に改め、同項を同條第八項とし、同條中第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、同條第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の三項を加える。

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という

。の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為とみなす。

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九

条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものである

と認められるプログラム

ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行っている者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等を包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行っている者（当該公衆への提供等のために用いられている

ウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。

第百十九条第一項中「第百十三条第三項」を「第百十三条第二項、第三項若しくは第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「第百二十条の二第三号」を「第百二十条の二第四号」に、「第百十三条第六項」を「第百十三条第九項」に、「第四号」を「第六号」に改め、同条第二項第一号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第七項」に改め、同項第四号中「第百十三条第二項」を「第百十三条第五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第百十三

条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行った者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等を包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

第二百十条の二第一号中「第百十三條第三項」を「第百十三條第六項」に改め、同條第四号中「第百十三條第六項」を「第百十三條第九項」に改め、同号を同條第五号とし、同條第三号中「第百十三條第四項」を「第百十三條第七項」に改め、同号を同條第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加える。

三 第百十三條第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第二百十三條第一項中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二百十四條第一項第一号中「若しくは第四号」を「から第六号まで」に改める。

第二條 著作権法の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二十号中「及び第百二十條の二第一号」を「、第百十三條第七項並びに第百二十條の二第一号及び第四号」に改め、「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに」を削り、同項第二十一号中「著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに」を削り、同項第二十二号中「著作権又は」を「著作権、出版権又は」に改める。

第三十条第一項第二号中「改変（」を「改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（」に、「除去又は改変」を「もの」に改め、「（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）」を削り、「をいう。」を「（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに」に改め、同項第三号中「を、その事実」を「（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であること」に改め、同項に次の一号を加える。

四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）

第三十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならない。

第三十三条第三項、第三十三条の二第三項及び第三十三条の三第三項中「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第七十条第二項中「又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの（第七十八条第六項及び第七十七条第二項において「国等」という。）」を削る。

第七十八条第三項中「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改め、同条第六項中「国等」を「国」に改める。

第一百二条第一項中「第三十条第一項」の下に「（第四号を除く。第九項第一号において同じ。）」を加え、「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に、「同条第一項」を「第三十条第一項第三号中「自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化（国外で行われる送信可能化）」と、「含む。」とあるのは「含む。」に係る自動公衆送信」と、第四十四条第一項」に改める。

第四百四条の二第一項、第四百四条の四第一項及び第三項、第四百四条の六第二項並びに第四百四条の七第二項中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改める。

第一百七条第二項中「国等」を「国」に改める。

第一百三十三条第六項中「いう。」の下に「次項並びに」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「次条第八項」を「次条第九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「著作権」の下に「、出版権」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

第一百四条の三第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当す

るかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第百十四条の八第一項中「すべて」を「全て」に改め、「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第百十九条第一項中「第六項」を「第六項から第八項まで」に、「を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第七項の規定により著作権若しくは著作権隣接権（同条第八項）を」（同項の規定による場合にあつては、同条第九項）に、「第百二十条の二第四号」を「第百二十条の二第五号」に、「第百十三條第九項」を「第百十三條第十項」に改め、同条第二項第一号中「第百十三條第七項」を「第百十三條第八項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれ

を併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていないものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物（著作権の目的となつていないものに限る。以下この号において同じ。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方

法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下この号及び第五項において同じ。
。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。)を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為(当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)を継続的に又は反復して行つた者

第百十九条に次の二項を加える。

4 前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを重大な過失により知らずに行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

第二百十条の二第五号中「第百十三條第九項」を「第百十三條第十項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第百十三條第七項」を「第百十三條第八項」に改め、「著作権」の下に「、出版権」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第百十三條第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第百二十三條第一項中「第百十九條」を「第百十九條第一項から第三項まで」に、「第五号」を「第六号」に改める。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正)

第三條 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第二章中第三条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(プログラム登録に関する証明の請求)

第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。

2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならぬ。

3 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

第五条第一項中「につき」の下に「前条第一項及び」を加え、「に規定する」を「の規定による」に、「及び前条」を「並びに第三条」に改め、同条第四項中「における」を「においては、第二条中「文化庁長官」とあるのは「第五条第一項に規定する指定登録機関（次条及び第四条第一項において単に「指定登録機関」という。）」と、「に」、「前条並びに」を「前条第一項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、「に改め、「第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定（同条第三項を除く

。）」を削り、「指定登録機関」を「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。）」に、「する」を「、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」とする」に改める。

第九条中「に規定する告示」を「の規定による公表」に改める。

第二十条第一号中「及び」を「又は」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項又は著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、第四条第三項又は同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。

第二十七条中「第二十五条」を「第四条第二項若しくは第二十五条」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（以下「プログラム登録特例法」という。）第二十条第一号の改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条、第七条、第十二条及び第十三条（映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）第四条第一項の改正規定中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加える部分に限る。）の規定 公布の日

二 第一条並びに附則第四条、第八条、第十一条及び第十三条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定
令和二年十月一日

三 第三条（プログラム登録特例法第九条、第二十条第一号及び第二十六条の改正規定を除く。）の規定
公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（国民に対する啓発等）

第二条 国及び地方公共団体は、国民が、私的使用（第二条の規定による改正後の著作権法（以下「第二条改正後著作権法」という。）第三十条第一項に規定する私的使用をいう。）の目的をもって、特定侵害複

製（同項第四号に規定する特定侵害複製をいう。以下この項において同じ。）を、特定侵害複製であることとを知らずに行つて著作権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

（関係事業者の措置）

第三条 著作物（著作権の目的となつてゐるものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（罰則についての運用上の配慮）

第四条 第一条の規定による改正後の著作権法（附則第八条において「第一条改正後著作権法」という。）

第百十九条第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）及び第百二十条の二（第三号に係る部分に限る。）

る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の提供その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

第五条 第二条改正後著作権法第百十九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、第二条改正後著作権法第三十条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第百十九条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する送信可能化への対処に関し、その施策の充実を図る観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(利用権の対抗力についての経過措置)

第八条 第一条改正後著作権法第六十三条の二(第一条改正後著作権法第八十条第四項及び第百三条におい

て準用する場合を含む。)の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)の前日において現に存する第一条の規定による改正前の著作権法(以下この条において「第一条改正前著作権法」という。)(第六十三条第一項(第一条改正前著作権法第三百三条において準用する場合を含む。))及び第八十条第三項の許諾に係る著作物等(著作物、実演、レコード、放送又は有線放送をいう。以下この条において同じ。))を第一条改正前著作権法第六十三条第二項(第一条改正前著作権法第八十条第四項及び第三百三条において準用する場合を含む。))の規定により利用することができる権利にも適用する。ただし、当該権利は、第二号施行日以後に当該権利に係る著作物等の著作権、出版権又は著作権隣接権を取得した者その他の第三者に対してのみ対抗することができる。

(手数料の納付についての経過措置)

第九条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条において同じ。))(第二条の規定による改正前の著作権法(以下この条において「第二条改正前著作権法」という。))第七十条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。))が行った第二条改正前著作権法第六十七条第一項(第二条改正

前著作権法第百三条において準用する場合を含む。)の裁定の申請及び第二条改正前著作権法第百六条のあつせんの申請に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十条第二項及び第百七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に国又は独立行政法人(第三条の規定による改正前のプログラム登録特例法第二十六条の政令で定める独立行政法人に限る。)が行った第二条改正前著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項及び第七十七条の登録の申請並びに第二条改正前著作権法第七十八条第四項(第二条改正前著作権法第百四条において準用する場合を含む。)の請求に係る手数料の納付については、第二条改正後著作権法第七十八条第六項及び第三条の規定による改正後のプログラム登録特例法(次条において「新プログラム登録特例法」という。)第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

第十条 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新プログラム登録特例法第二十六条の規定の適用については、同条中「第四条第一項又は著作権法」とあるのは「著作権法」と、「第四条第三項又は同法」とあるのは「同法」とする。

(罰則についての経過措置)

第十一条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第八条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(映画の盗撮の防止に関する法律の一部改正)

第十三条 映画の盗撮の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、「第百十三条第三項」を「第百十三条第二項」に改める。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「、新法」を「、著作権法」に、「(新法)を」(同法)に、「録音録画有償著作物等」を「有償著作物等特定侵害録音録画」に、「著作権法第百十九条第三項」を「同法第百十九条第三

項第一号」に、「同じ。」の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画」を「この項において同じ。」に、「その事実」を「有償著作物等特定侵害録音録画であること」に改め、同条第三項を削る。

附則第八条中「録音録画有償著作物等」を「著作権法第百十九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等」に、「講じる」を「講ずる」に改める。

附則第九条中「新法第百十九条第三項」を「著作権法第百十九条第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

附則第十条を削る。

理由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録がされたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表目次

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第一条関係）	1
○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（第二条関係）	15
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第三条関係）	27
○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）（附則第十三条関係）	30
○著作権法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十三号）（附則第十四条関係）	31

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラム）の著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>二十二〇二十四 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>(付随対象著作物の利用)</p> <p>第三十条の二 写真の撮影、録音、録画、放送その他これらと同様に事物の映像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為（以下この項において「複製伝達行為」という。）を行うに当たつて、その対象とする事物又は音（以下この項において「複製伝達対象事物等」という。）に付随して対象となる事物又は音（複製伝達対象事物等）の一部を構</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇二十 (略)</p> <p>二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラム）の著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第三項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。</p> <p>二十二〇二十四 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p> <p>(付随対象著作物の利用)</p> <p>第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物におけ</p>

成するものとして対象となる事物又は音を含む。以下この項において「付随対象事物等」という。)に係る著作物(当該複製伝達行為により作成され、又は伝達されるもの(以下この条において「作成伝達物」という。))のうち当該著作物の占める割合、当該作成伝達物における当該著作物の再製の精度その他の要素に照らし当該作成伝達物において当該著作物が軽微な構成部分となる場合における当該著作物に限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により利用された付随対象著作物は、当該付随対象著作物に係る作成伝達物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 (略)

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 (略)

二 行政庁の行う品種(種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第二

項に規定する品種をいう。)に関する審査又は登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。)に関する調査に関する手続

三 行政庁の行う特定農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第二条第二項に規定する

る軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該創作に伴つて複製することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではない。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 (略)

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。）についての同法第六条の登録又は外国の特定農林水産物等についての同法第二十三条第一項の指定に関する手続

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第五項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 (略)

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者(当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。)は、公衆への提供等(公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。

(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等

二 (略)

(新設)

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 (略)

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者(当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は

が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供等に
あつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもので
あること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供等
著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利
益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において
「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送
信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信
元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第一百三
条第二項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所
在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二・三（略）

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者（当該行為の準備のための情報
の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は
、公衆提供等著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のため
に必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信（自動公衆送
信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第
二号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うことが
できる。ただし、当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該複製
又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作
者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで
きる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定
める方法による利用を行うことができる。

一（略）

（削る）

二（五）（略）

六 第四十七条の三第一項 翻案

提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供
又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となる
べきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該
公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし
著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において
「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送
信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信
元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他
の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提
供すること。

二・三（略）

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者（当該行為の準備のための情報
の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は
、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備た
めに必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信（自動公衆
送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項
二号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うこと
ができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該
複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著
作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（翻訳、翻案等による利用）

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することがで
きる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定
める方法による利用を行うことができる。

一（略）

二 第三十条の二第一項又は第四十七条の三第一項 翻案

三（六）（略）

（新設）

2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 (略)

二 前条第二項の規定により公衆提供等著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4・5 (略)

(利用権の対抗力)

第六十三条の二 利用権は、当該利用権に係る著作物の著作権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

(出版権の内容)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項並びに第六十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第六十三条第三項

2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 (略)

二 前条第二項の規定により公衆提供提示著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項

(著作物の利用の許諾)

第六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4・5 (略)

(新設)

(出版権の内容)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「

中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

（出版権の制限）

第八十六条 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七條の二、第四十七條の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七條の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的以外の目的のために、同項

の規定の適用を受けて原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製することにより作成された著作物の複製物（原作のまま第七十九条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製することにより作成されたものを含む。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆

第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替へるものとする。

（出版権の制限）

第八十六条 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七條の四並びに第四十七條の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七條の四第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七條の二、第四十七條の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七條の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす

（新設）

への提示を行った者

二 前項において準用する第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

三・四（略）

3 第三十条の二から第三十条の四まで、第三十一条第三項前段、第三十条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第三百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条及び第六十

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

二・三（略）

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

（著作隣接権の譲渡、行使等）

第三百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実

三条の二の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（侵害とみなす行為）

第百十三条 （略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等

演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

（侵害とみなす行為）

第百十三条 （略）

（新設）

「という。」において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行うものは、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この条及び第百十九条第二項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム

イ 当該プログラムによる送信元識別符号等の提供に際し、侵害送信元識別符号等の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるプログラム

ロ イに掲げるもののほか、当該プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該プログラムにより提供されている送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別

符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該プログラムによる侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるプログラム

3

侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つてい

者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）又は侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行つている者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等を包括しているウェブサイトを又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供しているに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していることその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）が、当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において又は当該侵害著作物等利用容易化プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置

（新設）

を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4| 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の集合物（当該集合物の一部を構成する複数のウェブページであつて、ウェブページ相互の関係その他の事情に照らし公衆への提示が一体的に行われていると認められるものとして政令で定める要件に該当するものを含む。）をいう。

5| プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに第一項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

6・7| (略)

8| 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第八項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

9| 10| (略)

第九十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ

(新設)

2| プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3・4| (略)

5| 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

6・7| (略)

第九十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ

。に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第七項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第八項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第四号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第九項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第七項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二・三（略）

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行った者（当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等と侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等以外の相当数のウェブサイト等（第百十三条第四項に規定するウェブサイト等をいう。以下この号及び次号において同じ。）とを包括しているウェブサイト等において、単に当該公衆への提示の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等において提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等を行った者（当該公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等とそれ以外の相当数のウェブサイト等とを包括しているウェブサイト等又は当該侵害著作物等利用容易化プログラム及び侵害著作物等利用容易化プ

。に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第四項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二・三（略）

（新設）

（新設）

プログラム以外の相当数のプログラムの公衆への提供等のために用いられているウェブサイト等において、単に当該侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供等の機会を提供したに過ぎない者（著作権者等からの当該侵害著作物等利用容易化プログラムにより提供されている侵害送信元識別符号等の削除に関する請求に正当な理由なく応じない状態が相当期間にわたり継続していたことその他の著作権者等の利益を不当に害すると認められる特別な事情がある場合を除く。）を除く。）

六 第百十三条第五項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

3 (略)

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二 (略)

三 第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

3 (略)

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二 (略)

(新設)

四 営利を目的として、第百十三條第七項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

五 営利を目的として、第百十三條第九項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十三條 第百十九條、第百二十條の二第三号から第五号まで、第百二十一條の二及び前條第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

254 (略)

第百二十四條 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一 第百十九條第一項若しくは第二項第三号から第六号まで又は第百二十二條の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

254 (略)

三 営利を目的として、第百十三條第四項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 営利を目的として、第百十三條第六項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十三條 第百十九條、第百二十條の二第三号及び第四号、第百二十一條の二並びに前條第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

254 (略)

第百二十四條 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一 第百十九條第一項若しくは第二項第三号又は第四号又は第百二十二條の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 (略)

254 (略)

改 正 案

第 一 条 に よ る 改 正 後

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号、第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第四号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行

する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ〜ハ （略）

二十三・二十四 （略）

2〜9 （略）

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

する行為を含む。以下この号及び第百十三条第六項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられていないものを除く。）をいう。

イ〜ハ （略）

二十三・二十四 （略）

2〜9 （略）

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 (略)

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変その他の当該信号の効果を妨げる行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画（以下この号及び次項において「特定侵害録音録画」という。）を、特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合

四 著作権（第二十八条に規定する権利（翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。）を除く。以下この号において同じ。）を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（録音及び録画を除く。以下この号において同じ。）（当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合（当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。）

一 (略)

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

(新設)

2 前項第三号及び第四号の規定は、特定侵害録音録画又は特定侵害複製であることを重大な過失により知らないうで行う場合を含むものと解釈してはならない。

3 (略)

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 (略)

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4 (略)

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 (略)

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(新設)

2 (略)

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 (略)

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第七十八条第六項及び第七十七条第二項において「国等」という。)であ

3～8 (略)

(登録手続等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行ったときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

4・5 (略)

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

7～10 (略)

(著作隣接権の制限)

第一百二条 第三十条第一項(第四号を除く。第九項第一号において同じ。)

、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七條第三項、第三十七條の二(第一号を除く。次項において同じ。)

、第三十八條第二項及び第四項、第四十一條から第四十三條まで、第四十四條(第二項を除く。)、第四十六條から第四十七條の二まで、第四十七條の四並びに第四十七條の五の規定は、著作隣接権の目的となつて

いる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十三條第三項及び第四十七條の七の規定は、著作隣接権の目的となつて

いる実演又はレコードの利用について準用し、第三十三條から第三十三條の三までの規定は、著作隣接権の目的となつて

いる放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四條第二項の規定は、著作隣接権の目的となつて

いる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、第三十条第一項第三号中「自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信」とあるのは「送信可能化(国外で行われる送信可能化」と

、「含む。）」とあるのは「含む。）」に係る自動公衆送信」と、第十四條第一項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項、

るときは、適用しない。
3～8 (略)

(登録手続等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行ったときは、その旨を官報で告示する。

4・5 (略)

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

7～10 (略)

(著作隣接権の制限)

第一百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五

條、第三十六條、第三十七條第三項、第三十七條の二(第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八條第二項及び第四項、第四十一條から

第四十三條まで、第四十四條(第二項を除く。)、第四十六條から第四十七條の二まで、第四十七條の四並びに第四十七條の五の規定は、著作

隣接権の目的となつて

いる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十三條第三項及び第四十七條の七の規定は、著作隣接

権の目的となつて

いる実演又はレコードの利用について準用し、第三十三條から第三十三條の三までの規定は、著作隣接権の目的となつて

いる放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四條第二項の規定は、著作隣接権の目的となつて

いる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三條第一項」とあるのは「第九十二條第一項又は第九十二條第三」と読み替えるものとする。

第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

259 (略)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第三項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の四 第三十条第三項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払わ

259 (略)

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一・二 (略)

2 (略)

(私的録音録画補償金の支払の特例)

第百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。)は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

2 (略)

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払わ

れた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第三項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

(私的録音録画補償金の額)

第四百四条の六 (略)

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第三項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 5 (略)

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第四百四条の七 (略)

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第三項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(手数料)

第四百七条 (略)

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

(侵害とみなす行為)

第一百十三条 (略)

2 5 (略)

6 技術的利用制限手段の回避(技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより

れた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

(私的録音録画補償金の額)

第四百四条の六 (略)

2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 5 (略)

(補償金関係業務の執行に関する規程)

第四百四条の七 (略)

2 前項の規程には、私的録音録画補償金(第四百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

(手数料)

第四百七条 (略)

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

(侵害とみなす行為)

第一百十三条 (略)

2 5 (略)

6 技術的利用制限手段の回避(技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることにより

可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。次項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

7| 技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。）を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は公衆送信し、若しくは送信可能化する行為は、当該技術的保護手段に係る著作権等又は当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなす。

8| 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作人人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一～三 (略)

9| 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

10| 11| (略)

(書類の提出等)

第百十四条の三 (略)

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当する

可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

(新設)

7| 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作人人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一～三 (略)

8| 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第八項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権を」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）を」とする。

9| 10| (略)

(書類の提出等)

第百十四条の三 (略)

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断

かどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）
第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

（新設）
4 前三項の規定は、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）
第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2・3 (略)

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第八項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）又は著作隣接権を侵害する送信可能化（国外で行われる送信可能化であつて、国内で行われたとしたならば著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第七項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第八項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第四号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第九項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第七項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二（略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、録音録画有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

()に係る自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「有償著作物等特定侵害録音録画」という。)を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者

二 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物(著作権の目的となつてゐるものに限る。以下この号において同じ。)であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権を侵害しないものに限る。)の著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)を除く。以下この号及び第五項において同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。) (当該著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び第五項において「有償著作物特定侵害複製」という。)を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権を侵害する行為(当該著作物の種類及び用途並びに当該有償著作物特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)を継続的に又は反復して行つた者

4 | 前項第一号に掲げる者には、有償著作物等特定侵害録音録画を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者を含むものと解釈してはならない。

5 | 第三項第二号に掲げる者には、有償著作物特定侵害複製を、自ら有償著作物特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

(新設)

(新設)

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第二百十三条第七項の規定により技術的保護手段に係る著作権等又は技術的利用制限手段に係る著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

五 営利を目的として、第二百十三条第八項の規定により著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

六 営利を目的として、第二百十三条第十項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第二百二十三条 第二百九条第一項から第三項まで、第二百二十条の二第三号から第六号まで、第二百二十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 (略)

第二百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

(新設)

四 営利を目的として、第二百十三条第七項の規定により著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

五 営利を目的として、第二百十三条第九項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第二百二十三条 第二百九条、第二百二十条の二第三号から第五号まで、第二百二十一条の二及び前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2～4 (略)

○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第一条（プログラム登録の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>第三条（プログラム登録の公示）</p> <p>（プログラム登録に関する証明の請求）</p> <p>第四条 プログラム登録がされた著作物の著作権者その他の当該プログラム登録に関し利害関係を有する者は、文化庁長官に対し、政令で定めるところにより、自らが保有する記録媒体に記録されたプログラムの著作物が当該プログラム登録がされた著作物であることの証明を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。</p> <p>第三章（略）</p> <p>（指定登録機関の指定等）</p> <p>第五条 文化庁長官は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。</p>	<p>第二章（略）</p> <p>第一条 削除</p> <p>第二条（プログラム登録の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>第四条（プログラム登録の公示）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章（略）</p> <p>（指定登録機関の指定等）</p> <p>第五条 文化庁長官は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。</p>

（に、プログラム登録並びにプログラム登録につき前条第一項及び著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務並びに第三條の規定による公示（以下「登録事務」と総称する。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3（略）

4 指定登録機関が登録事務を行う場合においては、第二条中「文化庁長官」とあるのは「第五条第一項に規定する指定登録機関（次条及び第四条第一項において単に「指定登録機関」という。）」と、第三条及び前条第一項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、著作権法第七十八条第一項中「文化庁長官」とあるのは「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第五条第一項に規定する指定登録機関（第三項及び第四項において単に「指定登録機関」という。）」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行ったときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行ったときは」と、同条第四項中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」とする。

（実名の登録の報告義務）

第九条 指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行った場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項の規定による公表のために必要な事項を報告しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十条 文化庁長官は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十六条第一項又は第十八条の規定に違反したとき。

二（五）（略）

（に、プログラム登録並びにプログラム登録につき著作権法第七十八条第四項に規定する請求に基づき行われる事務及び前条に規定する公示（以下「登録事務」と総称する。）の全部又は一部を行わせることができる。

2・3（略）

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条及び前条並びに著作権法第七十八条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定（同条第三項を除く。）中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行ったときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行ったときは」とする。

（実名の登録の報告義務）

第九条 指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行った場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項に規定する告示のために必要な事項を報告しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十条 文化庁長官は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十六条第一項及び第十八条の規定に違反したとき。

二（五）（略）

第二十六条 指定登録機関がプログラム登録につき第四条第一項又は著作権法第七十八条第四項の規定による請求に基づき行われる事務を行う場合には、第四条第三項又は同法第七十八条第六項の規定は、適用しない。

第二十七条 第四条第二項若しくは第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

第二十六条 指定登録機関が登録事務（第四条に規定する公示を除く。）を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人（その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）であるときは、適用しない。

第二十七条 第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

○映画の盗撮の防止に関する法律（平成十九年法律第六十五号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（映画の盗撮に関する著作権法の特例）</p> <p>第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「<u>第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）</u>」に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、<u>第百十三条第二項</u>とあるのは、「<u>第百十三条第二項</u>」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（映画の盗撮に関する著作権法の特例）</p> <p>第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「<u>第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）</u>」に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、<u>第百十三条第三項</u>とあるのは、「<u>第百十三条第三項</u>」とする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則 （国民に対する啓発等） 第七条 国及び地方公共団体は、国民が、<u>著作権法第三十条第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）</u>に定める私的使用の目的をもって、<u>有償著作物等特定侵害録音録画（同法第百十九条第三項第一号に規定する有償著作物等特定侵害録音録画をいう。以下この項において同じ。）</u>を、自ら有償著作物等特定侵害録音録画であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、<u>特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 （略） 2 （削る）</p>	<p>附則 （国民に対する啓発等） 第七条 国及び地方公共団体は、国民が、<u>新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）</u>に定める私的使用の目的をもって、<u>録音録画有償著作物等（著作権法第百十九条第三項に規定する録音録画有償著作物等をいう。以下同じ。）</u>の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、<u>特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 （略） 3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「<u>新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>著作権法第三十条第一項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）</u>」 と、「<u>新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等</u>」とあるのは「<u>録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（著作権又は著作隣接権の目的となつていないものに限る。）</u>」であつて、<u>有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）</u>とする。</p>

(関係事業者の措置)

第八条 著作権法第百十九条第三項第一号に規定する録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(運用上の配慮)

第九条 著作権法第百十九条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(削る)

(関係事業者の措置)

第八条 録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

(運用上の配慮)

第九条 新法第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律 参照条文

(参照法律一覧)

○著作権法(昭和四十五年法律第四十八号) (抄)	1
○プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号) (抄)	21
○映画の盗撮の防止に関する法律(平成十九年法律第六十五号) (抄)	23
○著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号) (抄)	23
○種苗法(平成十年法律第八十三号) (抄)	25
○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号) (抄)	26
○民事訴訟法(平成八年法律第九号) (抄)	29

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜九の三 （略）

九の四 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

九の五 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号及び第四十七条の五第一項第一号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ （略）

十〜十九 （略）

二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号及び第二十二号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作人格権若しくは著作権、出版権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第二百二十条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の利用（著作人又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の变换を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を变换して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一 技術的利用制限手段 電磁的方法により、著作物等の視聴（プログラムの著作物にあつては、当該著作物を電子計算機において実行する行為を含む。以下この号及び第百十三条第三項において同じ。）を制限する手段（著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物等の視聴に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十二 権利管理情報 第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項から第四項までの権利（以下この号において「著作権等」という。）に関する情報であつて、イからハまでのいずれかに該当するものうち、電磁的方法により著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録され、又は送信されるもの（著作物等の利用状況の把握、著作物等の利用の許諾に係る事務処理その他の著作権等の管理（電子計算機によるものに限る。）に用いられないものを除く。）をいう。

イ 著作物等、著作権等を有する者その他政令で定める事項を特定する情報

ロ 著作物等の利用を許諾する場合の利用方法及び条件に関する情報

ハ 他の情報と照合することによりイ又はロに掲げる事項を特定することができることとなる情報

二十三・二十四 （略）

259 （略）

（複製権）

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（公衆送信権等）

第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。
2 著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

（二次的著作物の利用に関する著作者の権利）

第二十八条 二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者

が有するものと同一の種類の権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてある著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分
が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようにした複製を、その事実を知らずに行う場合
- 三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

2 (略)

(付随対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画(以下この項において「写真の撮影等」という。)の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物(以下この条において「写真等著作物」という。)に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。)は、当該創作に伴つて複製することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害すること

となる場合は、この限りでない。

(教科用図書等への掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。
4 (略)

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒

が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合には、第三十条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めるときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 次に掲げる手続のために必要と認められる場合についても、前項と同様とする。

一 行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的評価又は国際出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第二条に規定する国際出願をいう。）に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政庁若しくは独立行政法人の行う薬事（医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第四項に規定する医療機器をいう。）及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。））に関する事項を含む。以下この号において同じ。）に関する審査若しくは調査又は行政庁若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

(プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等)

第四十七条の三 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。ただし、当該実行に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者(当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、公衆への提供又は提示(送信可能化を含む。以下この条において同じ。)が行われた著作物(以下この条及び次条第二号において「公衆提供提示著作物」という。)(公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。)について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用(当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。)を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること(国外で行われた公衆への提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知らずながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作人名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を含む。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二・三 (略)

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

- 一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十条の二第一項又は第四十七条の三第一項 翻案
- 三 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳
- 四 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案
- 五 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 六 第三十七条の二 翻訳又は翻案

2 前項の規定により創作された二次的著作物は、当該二次的著作物の原著物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては、当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には、原著物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては、当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして、当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 （略）

二 前条第二項の規定により公衆提供提示著作物について複製、公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に、前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作

物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

（出所の明示）

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三 （略）

2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著物の出所を明示しなければならない。

一・二 （略）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若

しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二〇六（略）

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二〇七（略）

（著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送又は有線放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないものとする。

5 著作物の送信可能化について第一項の許諾を得た者が、その許諾に係る利用方法及び条件（送信可能化の回数又は送信可能化に用いる自動公衆送信装置に係るものを除く。）の範囲内において反復して又は他の自動公衆送信装置を用いて行う当該著作物の送信可能化については、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（著作権者不明等の場合における著作物の利用）

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者

の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2～4 (略)

(著作物の放送)

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 (略)

(商業用レコードへの録音等)

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音又は譲渡による公衆への提供の許諾につき協議を求めたが、その協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音又は譲渡による公衆への提供をすることができる。

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人のうち業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるもの(第七十八条第六項及び第七十七条第二項において「国等」という。)であるときは、適用しない。

3～8 (略)

(実名の登録)

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2・3 (略)

(第一発行年月日等の登録)

第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 (略)

(創作年月日の登録)

第七十六条の二 プログラムの著作物の著作者は、その著作物について創作年月日の登録を受けることができる。ただし、その著作物の創作後六月を経過した場合は、この限りでない。

2 (略)

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- 一 著作権の移転若しくは信託による変更又は処分の制限
- 二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

(登録手続等)

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。

2 (略)

3 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行ったときは、その旨を官報で告示する。

4 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付、著作権登録原簿若しくはその

附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

5 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

7 〵 10 (略)

(出版権の内容)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第六十三条第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九条第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第八十条第一項(第二号に係る部分に限る。)」と読み替えるものとする。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項(第三号を除く。次項において同じ。)、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十七条の四及び第五項の規定は、出版権の目的となつていて著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七條の二、第四十七條の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七條の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行ったものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつて

は、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行った者

二・三 (略)

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項、第三十五条第二項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第二項、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

- 一 出版権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は複製権若しくは公衆送信権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限
- 二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

2 第七十八条(第三項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

(著作隣接権の制限)

第二百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条(第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコ

1. 下の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替へるものとする。

2. 8 (略)

9. 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二. 5 (略)

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二(第一項ただし書を除く)、第七十条(第三項及び第四項を除く)、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替へるものとする。

(私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第百四条の二 第三十条第二項(第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)の補償金(以下この節において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、それ

ぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

- 一 私的使用を目的として行われる録音（専ら録画とともに行われるものを除く。次条第二号イ及び第四百四条の四において「私的録音」という。）に係る私的録音録画補償金
- 二 私的使用を目的として行われる録画（専ら録音とともに行われるものを含む。次条第二号ロ及び第四百四条の四において「私的録画」という。）に係る私的録音録画補償金
- 2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

（私的録音録画補償金の支払の特例）

第四百四条の四 第三十条第二項の政令で定める機器（以下この章において「特定機器」という。）又は記録媒体（以下この章において「特定記録媒体」という。）を購入する者（当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入するものに限る。）は、その購入に当たり、指定管理団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第四百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

- 2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に対し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。
- 3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定機器により同項の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金が支払われた特定記録媒体に私的録音又は私的録画を行う者は、第三十条第二項の規定にかかわらず、当該私的録音又は私的録画を行うに当たり、私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

（私的録音録画補償金の額）

- 第四百四条の六 第四百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
 - 3 指定管理団体は、第四百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらか

じめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第一百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、私的録音録画補償金（第一百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（あつせんの申請）

第一百六条 この法律に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができる。

（手数料）

第一百七条 あつせんの申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

（侵害とみなす行為）

第一百三條 次に掲げる行為は、当該著作人権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に国内で作成したならば著作人権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作人権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物（前号の輸入に係る物を含む。）を、情を知つて、頒布し、頒布の目的をもつて所持し、若しくは頒布する旨の申出をし、又は業として輸出し、若しくは業としての輸出の目的をもつて所持する行為

2 プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物（当該複製物の所有者によつて第四十七条の三第一項の規定により作成された複製物並びに前項第一号の輸入に係るプログラムの著作物の複製物及び当該複製物の所有者によつて同条第一項の規定により作成された複製物を含む。）を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知つていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。

3 技術的利用制限手段の回避（技術的利用制限手段により制限されている著作物等の視聴を当該技術的利用制限手段の効果を妨げることににより可能とすること（著作権者等の意思に基づいて行われる場合を除く。）をいう。第二百十条の二第一号及び第二号において同じ。）を行う行為は、技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、当該技術的利用制限手段に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

4 次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。
一 権利管理情報として虚偽の情報故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。）

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

5 第九十四条の二、第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬又は第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作権者」とあるのは「著作隣接権者（次条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。）」と、同条第一項中「著作隣接権」とあるのは「著作隣接権（同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。）」とする。

6 国内において頒布することを目的とする商業用レコード（以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。）を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの（以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。）を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。ただし、国内において最初に発行された日から起算して七年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した

国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

7 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作人格権を侵害する行為とみなす。

(書類の提出等)

第百十四条の三 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く。))、使用人その他の従業者をいう。第百十四条の六第一項において同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百十四条の八 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求のを行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求のを行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求のを行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

第百十九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者（第百十三条第四項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）

二 営利を目的として、第三十条第一項第一号に規定する自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

三 第百十三条第一項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等（録音され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避若しくは技術的利用制限手段の回避を行うことをその機能と

するプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とし、又は第十三条第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を技術的利用制限手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二 業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避又は技術的利用制限手段の回避を行った者

三 営利を目的として、第百十三条第四項の規定により著作人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

四 営利を目的として、第百十三条第六項の規定により著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者

第百二十三条 第百十九条、第百二十条の二第三号及び第四号、第百二十一条の二並びに前条第一項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為の対価として財産上の利益を受ける目的又は有償著作物等の提供若しくは提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益を害する目的で、次の各号のいずれかに掲げる行為を行うことにより犯した第百十九条第一項の罪については、適用しない。

一 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。次号において同じ。）を行うこと（当該有償著作物等の種類及び用途、当該譲渡の部数、当該譲渡又は公衆送信の態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

二 有償著作物等について、原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡し、又は原作のまま公衆送信を行うために、当該有償著作物等を複製すること（当該有償著作物等の種類及び用途、当該複製の部数及び態様その他の事情に照らして、当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限る。）。

3 前項に規定する有償著作物等とは、著作物又は実演等（著作権、出版権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権、出版権又は著作隣接権を侵害するもの（国外で行われた提供又は提示にあつては、国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきもの）を除く。）をいう。

4 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る第一項に規定する罪について告訴をすることができる。ただし、第百十八条第

一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第二百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第一百九条第一項若しくは第二項第三号若しくは第四号又は第二百二十二条の二第一項 三億円以下の罰金刑

二 第一百九条第二項第一号若しくは第二号又は第二百二十条から第二百二十二条まで 各本条の罰金刑

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一項の規定により第一百九条第一項若しくは第二項又は第二百二十二条の二第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）

第二章 登録手続等に関する特例

第二条 削除

（プログラム登録の申請）

第三条 プログラムの著作物に係る著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は第七十七条の登録（以下「プログラム登録」という。）の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、申請に係るプログラムの著作物の内容を明らかにする資料として、当該著作物の複製物を文化庁長官に提出しなければならない。ただし、当該著作物につき、既に、申請に係るプログラム登録以外のプログラム登録がされている場合は、この限りでない。

(プログラム登録の公示)

第四条 文化庁長官は、プログラムの著作物に係る著作権法第七十六条第一項又は第七十六条の二第一項の登録をした場合においては、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第三章 登録機関に関する特例

(指定登録機関の指定等)

第五条 文化庁長官は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、プログラム登録並びにプログラム登録につき著作権法第七十八条第四項に規定する請求に基づき行われる事務及び前条に規定する公示(以下「登録事務」と総称する。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、文部科学省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 文化庁長官は、指定登録機関に登録事務を行わせるときは、当該指定登録機関が行う登録事務を行わないものとする。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三条及び前条並びに著作権法第七十八条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定(同条第三項を除く。)中「文化庁長官」とあるのは「指定登録機関」と、同条第三項中「第七十五条第一項の登録を行ったときは」とあるのは「指定登録機関が第七十五条第一項の登録を行ったときは」とする。

(実名の登録の報告義務)

第九条 指定登録機関は、著作権法第七十五条第一項の登録を行った場合には、速やかに、文化庁長官に対し、同法第七十八条第三項に規定する告示のために必要な事項を報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十条 文化庁長官は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八条から第十条まで、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十六条第一項及び第十八条の規定に違反したとき。

二 第六条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第十一条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

- 四 第十一条第三項、第十五条又は第十七条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により指定を受けたとき。

(手数料)

第二十五条 指定登録機関がプログラム登録を行う場合において、その登録の申請をしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

第二十六条 指定登録機関が登録事務(第四条に規定する公示を除く。)を行う場合には、前条又は著作権法第七十八条第五項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国又は独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人(その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)であるときは、適用しない。

第二十七条 第二十五条又は著作権法第七十八条第五項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

○ 映画の盗撮の防止に関する法律(平成十九年法律第六十五号)(抄)

(映画の盗撮に関する著作権法の特例)

第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行った者に対する同法第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)」に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第三項」とあるのは、「第百十三条第三項」とする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して八月を経過した映画に係る映画の盗撮については、適用しない。

○ 著作権法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十三号)(抄)

附則抄

(国民に対する啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項(新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって、録音録画有償著作物等(著作権法第百十九条第三項に規定する録音録画有償著作物等をいう。以下同じ。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為(以下「特定侵害行為」という。)の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項(新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは「著作権法第三十条第一項(同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)」と、「新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは「録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。)」であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの(その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)」とする。

(関係事業者の措置)

第八条 録音録画有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

(運用上の配慮)

第九条 新法第百十九条第三項の規定の運用に当たつては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

(検討)

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（品種登録の要件）

- 第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けすることができる。
- 一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。
 - 二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。
 - 三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。
- 2 品種登録出願又は外国に対する品種登録出願に相当する出願に係る品種につき品種の育成に関する保護が認められた場合には、その品種は、出願時において公然知られた品種に該当するに至ったものとみなす。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 一 一の出願品種につき一でないとき。
 - 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
 - 三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
 - 四 出願品種に関し誤認を生じ、又はその識別に関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。
- 2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

（育成者権の効力）

第二十条 育成者権者は、品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する。ただし、その育成者権について専用利用権を設定したときは、専用利用権者がこれらの品種

を利用する権利を専有する範囲については、この限りでない。

2・3 (略)

(登録品種の調査)

第四十七条 農林水産大臣は、登録品種の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、育成者権者又は専利用権者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせるものとする。

3 (略)

(品種登録の取消し)

第四十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

一 その品種登録が第三条第一項、第四条第二項、第五条第三項、第九条第一項又は第十条の規定に違反してされたことが判明したとき。

二 品種登録がされた後において、登録品種が第三条第一項第二号又は第三号に掲げる要件を備えなくなったことが判明したとき。

三 品種登録がされた後において、育成者権者が第十条の規定により育成者権を享有することができない者になったとき。

四 第四十五条第五項に規定する期間内に第一年分の登録料が納付されなるとき。

五 第四十五条第七項に規定する期間内に登録料及び割増登録料が納付されなるとき。

六 第四十七条第一項の規定により資料の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。

七 前条第一項の規定により登録品種の名称の提出を命じられた者が正当な理由なく命令に従わないとき。

2・6 (略)

○ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定農林水産物等」とは、次の各号のいずれにも該当する農林水産物等をいう。

- 一 特定の場所、地域又は国を生産地とするものであること。
 - 二 品質、社会的評価その他の確立した特性（以下単に「特性」という。）が前号の生産地に主として帰せられるものであること。
- 3・6（略）

（登録の拒否）

第十三条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、登録を拒否しなければならない。

- 一 生産者団体について次のいずれかに該当するとき。
 - イ・ロ（略）
 - 二 生産行程管理業務について次のいずれかに該当するとき。
 - イ・ロ（略）
 - 三 登録の申請に係る農林水産物等（次号において「申請農林水産物等」という。）について次のいずれかに該当するとき。
 - イ 特定農林水産物等でないとき。
 - ロ その全部又は一部が登録に係る特定農林水産物等のいずれかに該当するとき。
 - 四 申請農林水産物等の名称について次のいずれかに該当するとき。
 - イ 普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき。
 - ロ 次に掲げる登録商標と同一又は類似の名称であるとき。
 - (1) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に係る登録商標
 - (2) 申請農林水産物等又はこれに類似する商品に関する役務に係る登録商標
- 2・3（略）

（外国の特定農林水産物等の指定）

第二十三条 農林水産大臣は、我が国がこの法律に基づく特定農林水産物等の名称の保護に関する制度と同等の水準にあると認められる特定農林水産物等の名称の保護に関する制度（以下「同等制度」という。）を有する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この項において同じ。）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「締約国」という。）と相互に特定農林水産物等の名称の保護を図るため、当該締約国の同等制度によりその名称が保護されている当該締約国の特定農林水産物等について指定をすることが

できる。

一 次に掲げる事項をその内容に含む条約その他の国際約束を我が国と締結していること。

イ 当該外国が同等制度により我が国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。

ロ 我が国がこの法律により当該外国の特定農林水産物等の名称を保護すべきものとされていること。

二 前号の国際約束において保護すべきものとされている我が国の特定農林水産物等の名称について、その適切な保護を我が国又は当該特定農林水産物等に係る登録生産者団体が当該外国の権限のある機関に要請した場合には、必要な措置を講ずると認められること。

2 (略)

(指定前の公示)

第二十四条 農林水産大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、前条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項を公示しなければならぬ。

(意見書の提出)

第二十五条 前条の規定による公示があったときは、何人も、当該公示の日から三月以内に、当該公示に係る特定農林水産物等についての指定をすることについて、農林水産大臣に意見書を提出することができる。

(学識経験者の意見の聴取)

第二十七条 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等について第二十九条第一項第一号に掲げる場合に該当するかどうか並びに当該指定対象特定農林水産物等の名称について同項第二号イ及びロに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 農林水産大臣は、第二十五条に規定する期間が満了したときは、農林水産省令で定めるところにより、指定対象特定農林水産物等の名称について第二十九条第一項第二号ハに掲げる場合に該当するかどうかについて、学識経験者の意見を聴くことができる。

3 5 (略)

(指定の取消し)

第三十二条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、指定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 指定に係る特定農林水産物等の名称が第二十九条第一項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 第二十九条第二項に規定する商標権者又は専用使用権者が同項に規定する承諾を撤回したとき。
- 2・3 (略)

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

第一編 総則

第五章 訴訟手続

第二節 専門委員等

第一款 専門委員

（専門委員の関与）

第九十二条の二 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、専門委員の説明は、裁判長が書面により又は口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日において口頭でさせなければならない。

2 裁判所は、証拠調べをするに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。この場合において、証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日において専門委員に説明をさせるときは、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項について専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發することを許すことができる。

3 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）

第九十二条の三 裁判所は、前条各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、専門委員が遠隔の地に居住しているとき

その他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができする方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(専門委員の関与の決定の取消し)

第九十二条の四 裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。

(専門委員の指定及び任免等)

第九十二条の五 専門委員の員数は、各事件について一人以上とする。

2 第九十二条の二の規定により手続に関与させる専門委員は、当事者の意見を聴いて、裁判所が各事件について指定する。

3 専門委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 専門委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(専門委員の除斥及び忌避)

第九十二条の六 第二十三条から第二十五条まで(同条第二項を除く。)の規定は、専門委員について準用する。

2 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に関与することができない。

(受命裁判官等の権限)

第九十二条の七 受命裁判官又は受託裁判官が第九十二条の二各項の手続を行う場合には、同条から第九十二条の四まで及び第九十二条の五第二項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、第九十二条の二第二項の手続を行う場合には、専門委員を手続に関与させる決定、その決定の取消し及び専門委員の指定は、受託裁判所がする。